

(案)

みやこ
**京の環境共生推進計画
環境レポート**

—平成28年度版—

京都市

< 目 次 >

第1 みやこ 京の環境共生推進計画について

1 みやこ 京の環境共生推進計画の概要	01
2 計画の体系	01
3 計画の推進	03

第2 基本施策の進捗状況

長期的目標1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都	05
1 地球温暖化対策の推進	07
2 オゾン層保護対策の推進	11
3 酸性雨対策の推進	12
4 国際的取組の推進	12

長期的目標2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都	13
1 大気環境の保全	15
2 水環境の保全	18
3 土壌・地盤環境の保全	20
4 生活環境の保全	21
5 化学物質対策の推進	24

長期的目標3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都	25
1 自然環境の保全	26
2 快適環境の確保	29

長期的目標4 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都	32
1 一般廃棄物対策の推進	33
2 産業廃棄物対策の推進	35

長期的目標5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都	37
1 環境教育・学習の推進	39
2 環境保全活動の促進	41
3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	44
4 環境関連産業の育成と技術開発の推進	45

第3 重点プロジェクトの進捗状況

重点プロジェクト1 家庭、事業所における二酸化炭素排出量の削減	46
重点プロジェクト2 自動車に過度に依存しないまちづくりの推進	47
重点プロジェクト3 発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進	48

第1 京の環境共生推進計画について

1 京の環境共生推進計画の概要

(1) 計画の位置付け

京の環境共生推進計画（以下、「本計画」という。）は、京都市環境基本条例第9条に基づく環境基本計画として、平成18年8月に策定したものです。また、本計画は、環境の保全に関する長期的目標や、環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱等を示す環境行政のマスタープランであるとともに、京都市基本計画の個別計画として位置付けています。

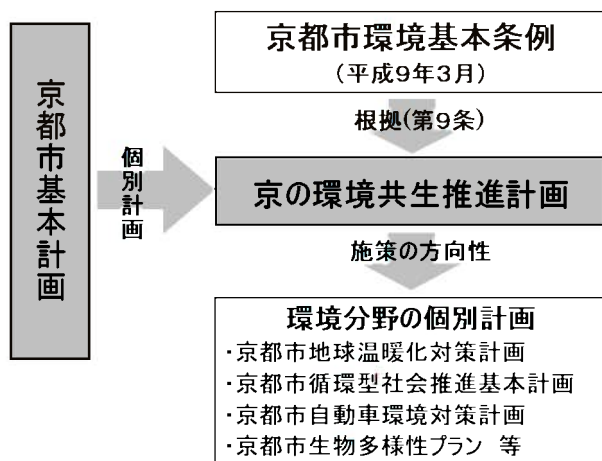


図 0.1 京の環境共生推進計画の位置付け

(2) 計画の期間

平成18年度から27年度までの10年間です。

本計画の中間年度である平成22年度に、計画の中間点検を実施し、計画策定後の関連計画の策定状況を踏まえ、基本施策ごとに設定された環境指標項目や目標数値等の点検を行いました。

2 計画の体系

本計画では、将来の目指すべき環境像である「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』」の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、5つの長期的目標を設定しています。また、環境事情や市民ニーズから、優先的に取り組むべき分野を選定し、当該分野における課題を集中的かつ短期的に解決し、また、それらの施策が計画全体を牽引することを目的に、3つの重点プロジェクトを設定しています。

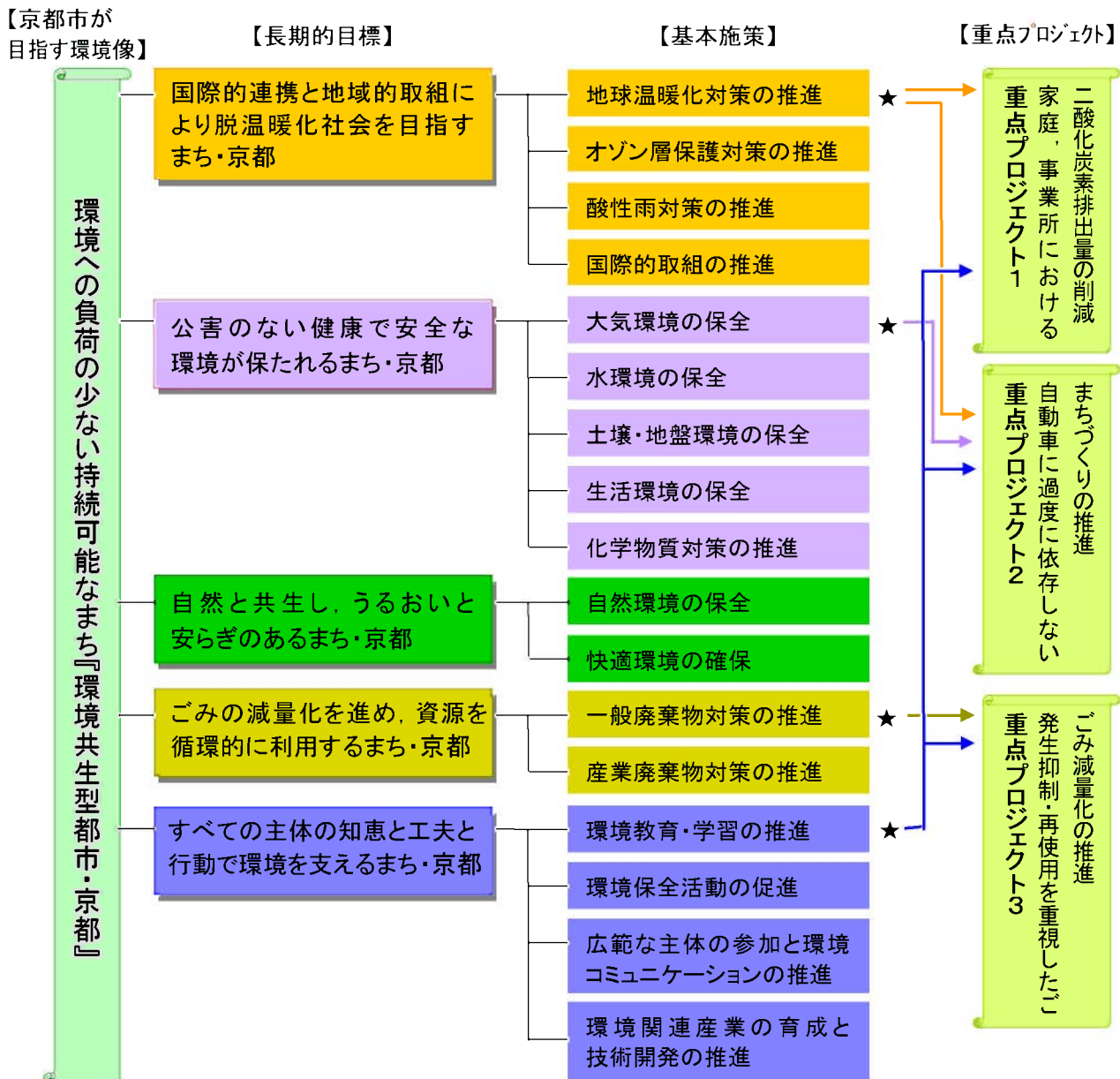


図 0.2 本計画の体系

○ 目標及び環境指標の設定

基本施策ごとに定性的な施策を設定するとともに、計画の進捗状況を点検・評価するための環境指標を設定しています。

【長期的目標】	【基本施策】	【環境指標】		
国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都	地球温暖化対策の推進	項目	実績値	目標数値
	施策	温室効果ガス総排出量	756.8 万トン (平成 23 年)	584 万トン (平成 32 年)
		二酸化炭素排出量	729.9 万トン (平成 23 年)	—
	オゾン層保護対策の推進	産業部門	110.3 万トン (平成 23 年)	—
		運輸部門	158.4 万トン (平成 23 年)	—
		民生・家庭部門	197.7 万トン (平成 23 年)	—
		部門別		

図 0.3 本計画における環境指標の位置付け

3 計画の推進

(1) 計画推進の基本的考え方

本計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、計画の目標達成に向けた施策・事業や各主体の取組の状況等を定期的に把握し、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA サイクルの一連の手続きに沿って実施します。

(2) 計画の推進体制

本計画の進捗状況について、点検・評価したうえで、その結果を学識経験者、市民や各種団体の代表者などで組織する「京都市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けるとともに、年次報告書である「環境レポート（本冊子）」をホームページなどで適宜公表し、市民・事業者等からの意見を頂いています。

各局等においては、これらの内容を踏まえて、今後の施策展開等を図ります。

(3) 計画の進行管理

基本施策ごとに設定される環境指標に基づき、本計画に係る個別具体的な事業、対策、措置等の実施状況を把握します。

また、その進行状況の点検・評価結果を踏まえ、関係部局等における個別具体的な事業、対策、措置等の改善・見直し、あるいは新規の事業、対策、措置等の検討等を行います。

<解説 環境指標の進捗状況に関する記号・凡例について>

【環境指標の指標区分】

指標区分は、環境指標の評価の方向に応じて、以下のように記号化しました。

↗	：増加する(高くなる)ことが良い指標
↘	：減少する(低くなる)ことが良い指標
→	：維持することが良い指標

【環境指標の進捗度分類について】

目標値を設定している環境指標のうち、実績値を毎年度確認できるものについて、目標値に対する実績値の到達状況に応じて以下のとおり進捗度を分類しました。

環境指標が京都市環境保全基準の達成率であるものについては、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあっては現状を維持するよう努めることが目標であるため、達成割合に応じて分類しました。

進捗度分類	目標値に対する実績値の評価※	環境指標が市保全基準達成率である評価基準
 (進展している)	目標値達成 (翌年度の目標値以上)	実績値が 80%以上
 (ほぼ目標どおり)	平成26年度の目標値以上、目標値未滿 (前年度の目標値以上、翌年度の目標値未滿)	60%以上 80%未滿
 (やや遅れている)	平成24年度の目標値以上、平成26年度の目標値未滿 (3年度前の目標値以上、前年度の目標値未滿)	40%以上 60%未滿
 (遅れている)	平成24年度の目標値未滿 (3年度前の目標値未滿)	40%未滿

※ 目標値を平成27年度で設定していない場合、又は平成27年度の実績が判明していない場合は、括弧内の判断基準により、進捗度分類を行う。

第2 基本施策の進捗状況

【長期的目標1】 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都 目標

京都議定書誕生の地である京都において、私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境への負荷が地球規模の環境問題に多大な影響を与えていることを理解し、「京都市地球温暖化対策条例」等に基づき、環境負荷を低減するための行動に自主的・積極的に取り組むとともに、エネルギーの省力化、新エネルギーの導入などを促進し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制することにより、京都議定書の目標年以降を見据えた脱温暖化型の地域社会の形成を目指します。

また、イクレイ（ICLEI）等の国際機関との連携による地球温暖化対策や、平成17年12月に設立された「気候変動に関する世界市長・首長協議会」による各自治体間の連携など、環境保全全般に係る国際的な取組を推進します。

基本施策に関連する主な施策・事業

基本施策	関連する主な施策・事業
1 地球温暖化対策の推進	<u>ア 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進</u> ・東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況の変化等を踏まえて対策の強化を図るため改定した「京都市地球温暖化対策計画」の着実な推進 ・「事業者排出量削減計画書制度」による報告・評価・公表、優良事業者の表彰など、特定事業者の削減対策の実施 ・特定建築物における地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の導入、環境配慮性能の表示を義務付け。環境配慮建築物の顕彰制度を実施 ・都市計画マスタープランに掲げるエコ・コンパクトな都市の実現に向けた土地利用等の見直し <u>イ 省エネルギーの推進</u> ・有識者及び実務者による「新築住宅の省エネルギー化推進に向けた検討会議」を設置し、「京都ならではの省エネ化の取組」の具体化に向けた検討を実施 ・「BEMS普及コンソーシアム京都」を設立し、ビルエネルギー管理システムの普及推進等、民生・業務部門対策を実施 ・既存住宅の省エネリフォームに対する助成制度の実施 ・「京都産業エコ・エネルギー推進機構」において省エネ診断・設備導入補助を行うことにより、中小事業者の省エネを促進 ・生産現場を対象としたエネルギーマネジメントシステム（FEMS）の普及促進 ・DO YOU KYOTO?プロジェクト、「エコ学区」関連事業、こどもエコライフチャレンジ等、家庭部門対策を実施 ・道路照明灯の更なる節電、長寿命化、低炭素化を進めるため、LED 照明灯への転換を推進

基本施策	関連する主な施策・事業
	・岡崎地域におけるエネルギーネットワークの構築や京都市動物園でのエネルギーの見える化など、ICT の活用によるスマートシティ京都プロジェクトの推進 ウ 新エネルギーの導入促進 ・水素社会の実現に向け、市民の水素エネルギーに対する理解を深めることを目的とした水素エネルギー普及促進事業を実施 ・住宅用太陽光発電システム、太陽熱利用システム、蓄電システム、エネファーム及び HEMS への助成を実施 ・「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入による避難所や地域の防災活動拠点の機能強化を実施 ・「市民協働発電制度」や「太陽光発電屋根貸し制度」による誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる取組の実施 ・木質ペレットストーブ等の導入補助事業を実施 ・バイオディーゼル燃料化事業に加え、「都市油田発掘プロジェクト」等、先端のバイオマスエネルギー利用技術の実用化に向けた取組を実施 ・クリーンセンターでのごみ焼却余熱を活用した発電を実施 ・「公共建築物低炭素仕様」による再生可能エネルギーや省エネ設備等の最大限の設置。上下水道施設における大規模太陽光発電設備の設置 エ 自動車からの二酸化炭素排出削減対策の推進 ・京都未来交通イノベーション研究機構を設立し、ICT を活用した人と物の安全・快適・効率的な移動に資する技術やサービス開発のための研究を実施 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づく取組の推進 ・自転車の安全・快適な利用環境の整備と利用促進のため、駐輪場の整備や利用マナーの啓発を実施 ・EV や PHV 等、次世代自動車の普及促進のため車両購入や充電設備の設置に対する支援等を実施 ・「京エコドライブ宣言」や「エコドライブ推進事業所」登録等のエコドライブ推進事業を実施 オ 廃棄物の減量等による温室効果ガス排出削減対策の推進 カ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減対策の推進 キ ヒートアイランド対策の推進
2 オゾン層保護対策の推進	・フロン類のモニタリング及び実態把握による適正回収・処理を実施
3 酸性雨対策の推進	・酸性雨調査、酸性雨モニタリングの継続実施
4 国際的取組の推進	・「イクレイヤー持続可能性をめざす自治体協議会」を通じた世界の自治体との地球温暖化対策連携事業等を実施 ・COP21に合わせて開催された関連事業等において、京都議定書誕生の地として、これまで取り組んできた本市の環境政策を世界に発信するとともに、都市間連携の重要性等を強く訴えた。

1 地球温暖化対策の推進

表 1.1 地球温暖化対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①温室効果ガス総排出量 ^{※1}	万トン	↘	783.3 (H2)	781.6 (H26)	587 (H32)	×	0.2% 減少
②二酸化炭素排出量	万トン	↘	732.1 (H2)	739.3 (H26)	—	—	1.0% 増加
産業部門	万トン	↘	194.6 (H2)	104.8 (H26)	—	—	46.1% 減少
運輸部門	万トン		197.3 (H2)	150.9 (H26)	—	—	23.5% 減少
家庭部門	万トン		144.7 (H2)	204.9 (H26)	—	—	41.6% 増加
業務部門 ^{※2}	万トン		169.7 (H2)	257.0 (H26)	—	—	51.4% 増加
廃棄物部門	万トン		25.8 (H2)	21.8 (H26)	—	—	15.5% 減少
③市街地の緑被率 ^{※3}	%	↗	35 (H17)	—	36(H27) 37(H37) ^{※4}	—	—
④電気消費量(電灯・電力使用量)	百万 kWh	↘	8,877 (H16)	3,751 (H26) ^{注1}	—	—	—
⑤公共交通機関利用者数 ^{注2}	百万人	↗	515.6 (H16)	557.3 (H26)	—	—	8.1% 増加
⑥太陽光発電設備の発電出力	千 kW	↗	8.2 (H20)	91.2 (H27)	224 (H32)	△	1012.2% 増加
⑦再生可能エネルギーの導入量 (太陽光発電を除く) ^{※5}	テラ ジュール	↗	約 500 (H20)	約 567 (H27)	約 888 (H32)	×	13.4% 増加

※1. 温室効果ガス総排出量は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」に則り、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス(HFC, PFC, SF₆, NF₃)の各々の排出量を合算した量であり、それを削減する効果のある量(森林による二酸化炭素吸収量、ごみ発電と太陽光発電による余剰電力売却量等、平成 26 年度実績は 16.0 万トン)を差し引いて算定している。

※2. エネルギー転換部門は業務部門に含めている。

※3. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合。なお、市街地の緑被率は平成18年度以降、測定していない。

※4. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

※5. 再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー

^{注1} 電力使用量は、左の基準年度と異なり、特定規模需要分(原則 50kW 以上)を除く実績。特定規模需要分は平成 19 年度以降の数値が公表されていない。

^{注2} 市営バス旅客数、高速鉄道旅客数、JR 市内駅乗客数、郊外電車市内駅乗客数の合計

(1) 温室効果ガス総排出量

平成 26 年度は 781.6 万トンであり、基準年である平成 2 年度の 783.3 万トンから約 1.7 万トン、0.2%減少しました。

エネルギーの消費量は市民、事業者の省エネ・節電の取組や高効率機器導入等の取組により、平成 2 年度以降で最も少なくなりました。しかし、CO₂ 排出量が多い火力発電に著しく依存した電源構成へ大きく変化したことなどにより、発電時の CO₂ 排出量が急増したため、温室効果ガス総排出量は平成 2 年度と同程度にとどまっています。

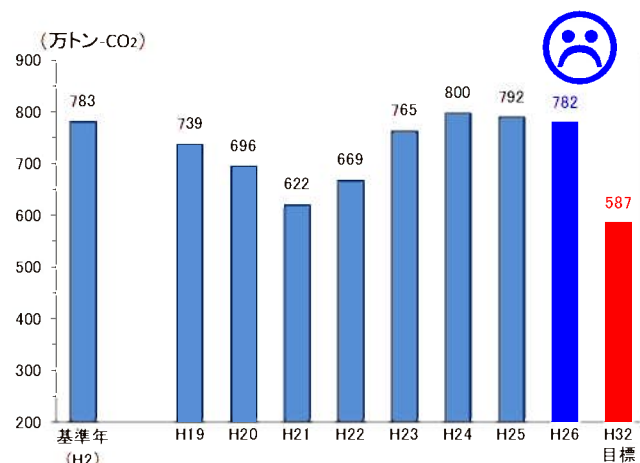


図 1.1 温室効果ガス総排出量の推移

【参考】電源構成が平成 2 年度と同じと仮定して試算した総排出量

電源構成の変化の影響を取り除き、市民・事業者の皆様の省エネや節電等の成果を分かりやすく表すため、電源構成が平成 2 年度と同じと仮定して試算

すると、平成 26 年度の総排出量は、平成 2 年度から 137 万トン、17.5%減少していることとなります。

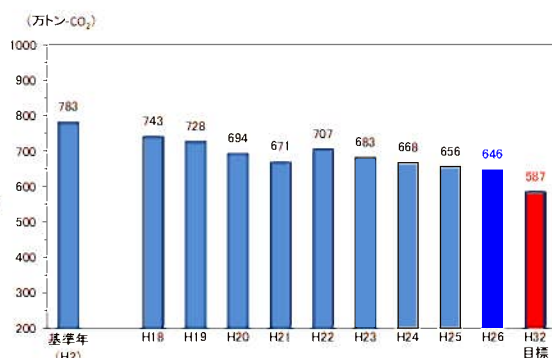


図 1.2 電源構成が平成 2 年度と同じと仮定して試算した総排出量

(2) 二酸化炭素排出量

平成 26 年度は 739.3 万トンとなっており、平成 2 年度の 732.1 万トンから 7.2 万トン、1.0%増加しました。産業部門及び運輸部門は平成 2 年度に対して大きく減少していますが、家庭部門及び業務部門は大きく増加しました。

(単位：万トン-CO₂)

区分 部門	実績値 (H26)	基準年度 比増減	主な増減理由
産業	104.8	▲46.1%	○ 燃料油から、都市ガスなどへの燃料転換 ○ 製造品出荷額の減少(平成2年度比37%減)
運輸	150.9	▲23.5%	○ 新車の販売平均燃費の向上(平成2年度比95%増上昇)
家庭	204.9	+41.6%	○ 世帯数の増加(平成2年度比約27%増) ○ 1世帯当たりの家電製品の増加
業務	257.0	+51.4%	○ 床面積の増加(課税床面積、平成2年度比36%増)

(3) 市街地の緑被率

緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合^{注3}です。

京のみどり推進プラン（平成23年5月策定）に基づき、緑視率（人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合）を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組んでいます。

(4) 電気消費量（電灯・電力使用量）

平成26年度は計3,751百万kWh（平成26年度、電灯使用量3,330百万kWh、電力使用量421百万kWh）となっており、前年度から微減しました。

なお、電力使用量は平成19年度以降、特定規模需要（p7注2参照）分を除く実績のみ把握しているに過ぎないため、平成18年度以前との比較はできません。

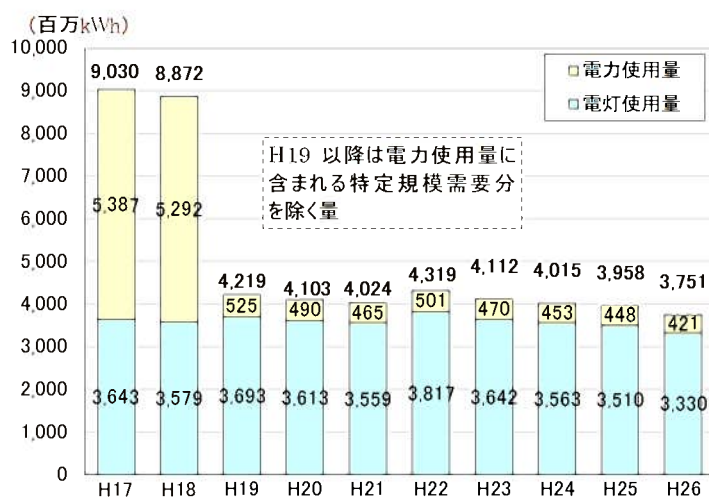


図 1.3 電気消費量(電灯・電力使用量)の推移

(5) 公共交通機関利用者数

平成26年度は年間557.3百万人（約153万人／日）となっており、前年度より約14.5百万人（約4万人／日）増加しました。

また、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組を推進することにより、平成25年度の非自動車分担率は、平成12年度から5%増加しています。

(H12：72%，H25：77%)

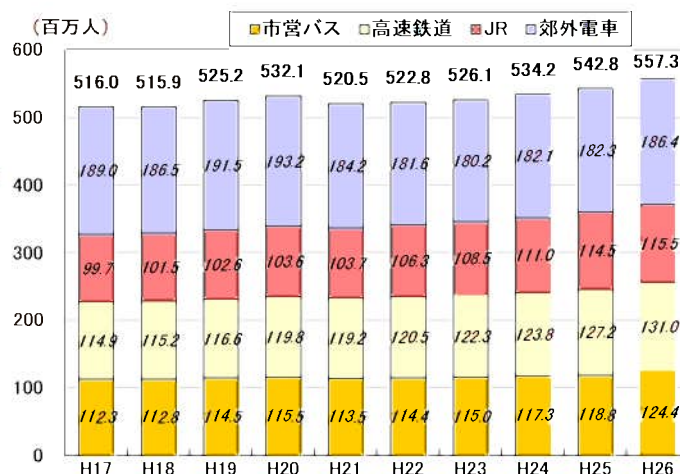


図 1.4 公共交通機関利用者数の推移

^{注4} 市街地の緑被率は平成18年度以降、測定していない。



(6) 太陽光発電設備の発電出力

平成 27 年度は 91.2 千 kW となっており、
基準年度から 83.0 千 kW 増加し、10
倍以上になりました。

(単位: 千kW)

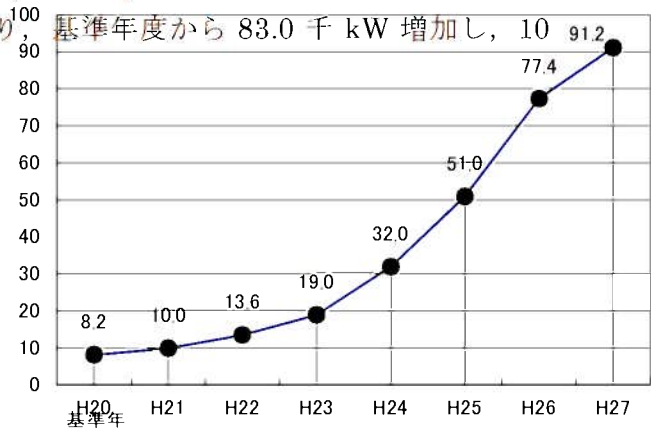


図 1.5 太陽光発電設備の発電出力の推移

ア 公共施設における太陽光発電システム導入量

平成 27 年度は累計で 161 施設、11,021kW
となっており、増加傾向で推移しています。

平成 27 年度は、13 施設に導入しました。

【主な施設】

上鳥羽北部いきいき市民活動センター：10.20kW
新山科浄水場：1,030kW

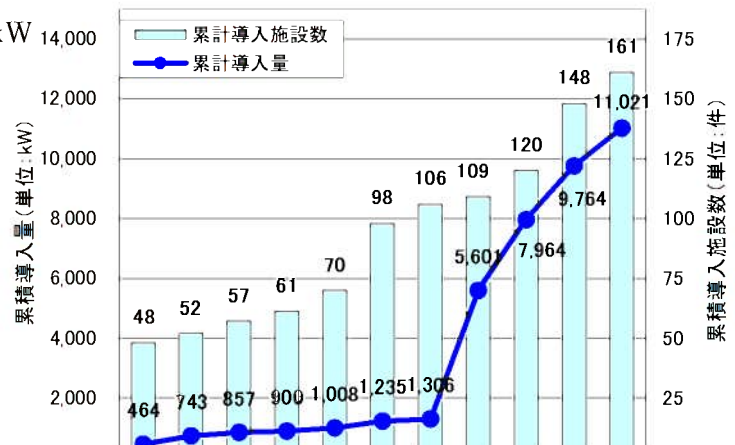


図 1.6 公共施設における太陽光発電システム導入量の推移

イ 住宅用太陽光発電システムの助成件数

平成 27 年度には 974 件（累計 9,512 件）に
助成しており、前年度と同程度となっています。

平成 27 年度に助成した分の発電出力は
4,025kW であり、累計では 36,933kW となっ
ています。

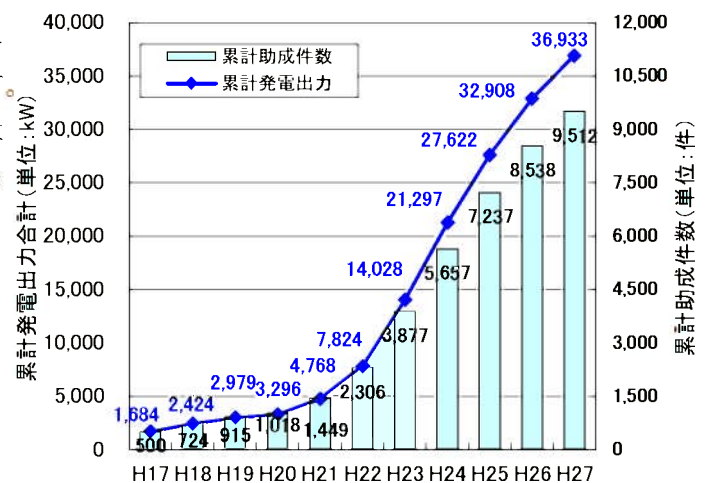


図 1.7 住宅用太陽光発電システムの
助成件数及び発電出力の推移

(7) 再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電を除く）

平成 27 年度は約 567 テラジュールとなっており、これは、市内の家庭の年間消費電力量に換算すると、約4万2千世帯分に相当します。

(単位:テラジュール)

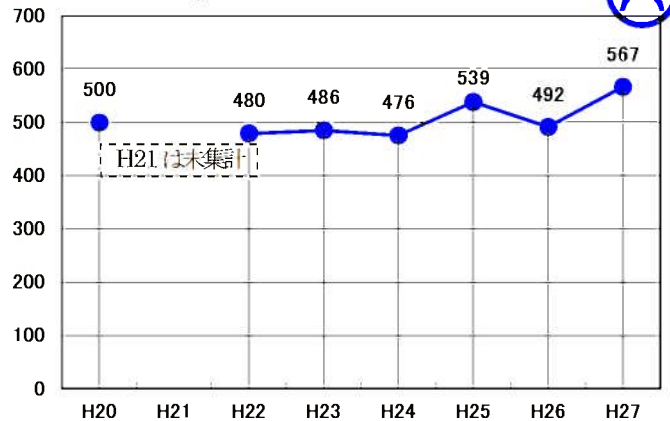


図 1.8 再生可能エネルギーの導入量(太陽光発電を除く)

2 オゾン層保護対策の推進

表 1.2 オゾン層保護対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
(1)フロン回収量(CFC 対象) ^{注4}	kg	↗	4,796 (H16)	102 (H27)	—	—

(1) フロン回収量

平成 27 年度はフロン回収・破壊法による回収量が 0kg、自動車リサイクル法による回収量が 102kg でした。

フロンを使用した自動車の減少等の理由もあり、平成 16 年度以降は減少傾向にあります。

(単位:kg)

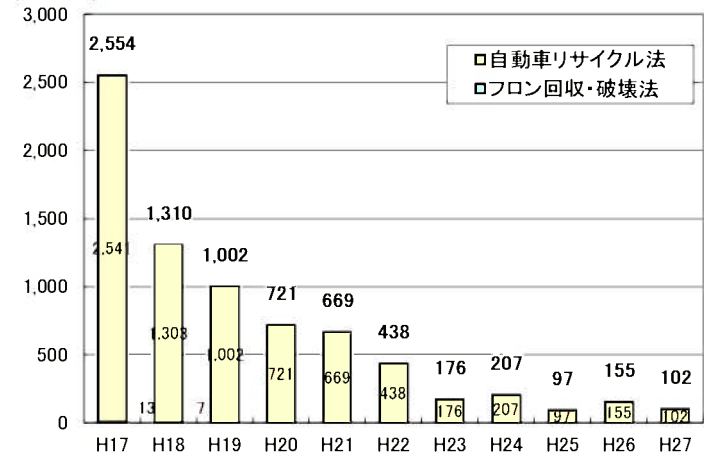


図 1.9 フロン回収量の推移

^{注5} フロン回収量は、フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法の対象となるカーエアコンから回収された CFC(クロロフルオロカーボン)を集計したもの。

3 酸性雨対策の推進

表 1.3 酸性雨対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
(1)酸性雨 pH(年平均値) ^{注5}	pH	↗	4.7 (H16)	5.0 (H27)	—	—	—

(1) 酸性雨 pH

平成 27 年度は 5.0 であり、基準値と同程度でした。

なお、平成 26 年度における全国平均の pH は 4.78（環境省「平成 26 年度酸性雨調査結果」）であり、本市測定結果と同程度です。

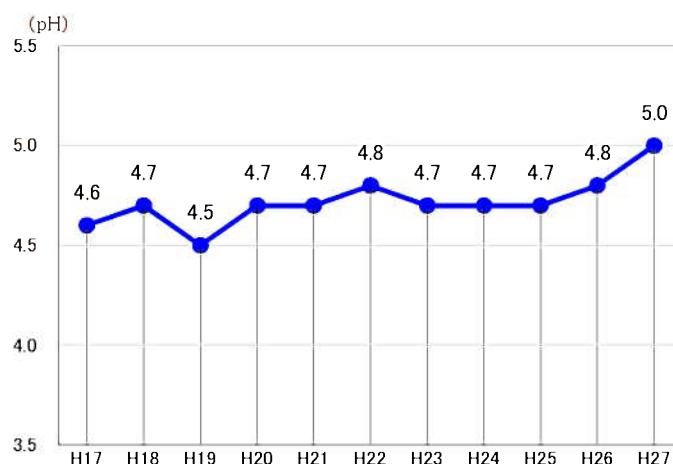


図 1.10 酸性雨 pH(年平均値)の推移

4 国際的取組の推進

表 1.4 国際的取組の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
(1)海外からの環境施設視察者数	人	↗	231 (H16)	869 (H27)	—	—	276.2% 増加

(1) 海外からの環境施設視察者数

平成 27 年度の京エコロジーセンターへの海外からの視察者数は、前年度から増加し 869 人となっています。

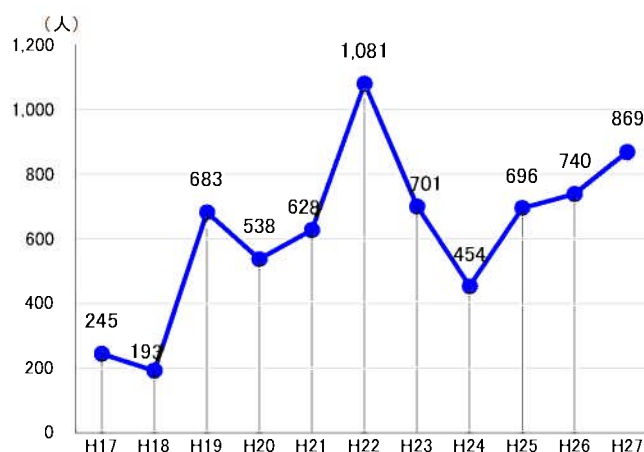


図 1.11 海外からの環境施設視察者数の推移

^{注5} 雨にはもともと大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、やや酸性を示す。人為的汚染による SOx, NOx のない環境中の雨は pH5.6 程度といわれている。ただし、自然界では火山活動により pH5 程度まで下がることもあり、人間活動の影響により酸性化が起こっているとはっきり指摘できるのは、日本では pH5 以下の場合だと言われている。（独立行政法人国立環境研究所 H.P.「環境儀」より引用）

【長期的目標2】 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

目標

大気、水、土壌・地盤などを良好な状態に保持・保全するとともに、自動車交通公害や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害、更には化学物質等による新たな環境問題への適切な対応など、環境汚染の未然防止と拡大抑制に努め、市民が安心して暮らすことのできる公害のない健康で安全な環境を確保します。

基本施策に関連する主な施策・事業

基本施策	関連する主な施策・事業
1 大気環境の保全	<u>ア 工場・事業場対策の推進</u> ・大気常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査、工場・事業場等の発生源に対する監視・指導等の大気汚染対策を実施 ・微小粒子状物質 PM2.5 の注意喚起情報について、区役所・支所での情報掲示やツイッターの活用、ホームページ、FAX 等により、市民、医療機関等に速やかに周知する体制を整備 <u>イ 移動発生源対策の推進</u> ・「京都市自動車環境対策計画」や「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づく取組の推進 ・市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入、中小貨物運送事業者への天然ガス車、ハイブリッド車導入費用の補助制度を実施 ・「京エコドライブ宣言」や「エコドライブ推進事業所」登録等のエコドライブ推進事業を実施
2 水環境の保全	<u>ア 工場・事業場対策の推進</u> ・河川水質・地下水質の常時監視、工場・事業場の発生源に対する監視・指導、浄化槽の設置補助等の水質汚濁対策を実施 <u>イ 生活排水対策の推進</u> ・公共下水道の整備(下水道整備の推進)、下水の高度処理の推進等の生活排水対策を実施 <u>ウ 健全な水循環の確保</u> ・雨水貯留施設や雨水浸透ますの設置助成制度、透水性舗装の整備、流域全体を見据えた治水対策等、「京都市水共生プラン」に基づく健全な水循環の確保に向けた取組を実施
3 土壌・地盤環境の保全	<u>ア 土壌環境の保全</u> ・土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届の審査、土壌汚染状況調査に対する指導等を実施 <u>イ 地盤環境の保全</u> ・地盤沈下の状況把握のための調査を実施

基本施策	関連する主な施策・事業
4 生活環境の保全	<u>ア 騒音・振動対策</u> ・自動車騒音・道路交通振動測定調査，一般環境騒音調査，工場・事業場に対する監視・指導等の騒音・振動対策を実施 <u>イ 悪臭防止対策</u> <u>ウ 日照阻害・電波障害等の防止</u> <u>エ 公害苦情等への対応</u> ・公害苦情の申立てに対して，工場・事業場の発生源への立入調査，指導を実施 ・公害の発生を未然に防止するため建築確認申請の前に公害防止対策面の確認及び指導を実施 <u>オ 新たな環境問題への対応</u>
5 化学物質対策の推進	<u>ア 有害化学物質による環境汚染防止対策の推進</u> ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染状況把握のための常時監視（大気，河川水質・底質，土壌，地下水）等，ダイオキシン類対策を実施 ・微量有害化学物質による環境汚染の実態調査を実施 <u>イ 環境リスク管理の促進</u>

◎＝新規取組

1 大気環境の保全

表 2.1 大気環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対 基準値比	
①大気汚染に係る市保全基準 ^{注1} 達成率	二酸化硫黄(一般局) ^{注2}	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎	—
	二酸化窒素 (当分の間 ^{注3})	一般局	↗	70.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎	—
		自排局		33.3 (H16)	80.0 (H27)	100.0	◎	46.7ポイント 上昇
	一酸化炭素(自排局)		→	100.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎	—
	浮遊粒子状物質	一般局	→	100.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎	—
		自排局		100.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎	—
	光化学オキシダント (一般局)		↗	0.0 (H16)	0.0 (H27)	100.0	×	—
	降下ばいじん(一般局)		→	100.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎	—
②大気汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)		%	→	—	100.0 (H27)	100.0	◎	—
③有害大気汚染物質に係る市保全基準達成率	ベンゼン	%	→	—	100.0 (H27)	100.0	◎	—
	トリクロロエチレン	%		—	100.0 (H27)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン	%		—	100.0 (H27)	100.0	◎	—
	ジクロロメタン	%		—	100.0 (H27)	100.0	◎	—
④工場・事業場からの窒素酸化物排出量 ^{注4}		km ³ N/年	↘	741 (H14)	276 (H23)	—	—	62.8% 減少
⑤大気汚染に係る苦情件数		件	↘	127 (H16)	104 (H27)	—	—	18.1% 減少

^{注1} 京都市環境保全基準。市民の健康で快適な生活・自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音、土壌汚染、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類の9項目について、京都市独自の基準を設定している。(平成27年12月1日告示)

^{注2} 二酸化硫黄のうち自排局については、平成24年度以降、全ての測定局において廃止したため、測定していない。

^{注3} 大気汚染に係る市保全基準のうち、二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値0.02ppm以下」の基準と合わせ、当分の間の基準として「1時間値の1日平均値0.04ppm以下」が設定されている。

^{注4} 平成8年度以降は3年に1回、全数調査が実施されている環境省「大気環境に係る固定発生源状況調査」(3年に1回は「大気汚染物質排出量総合調査」を併せて実施)により把握。

(1) 大気汚染に係る市保全基準達成率

ア 一般環境大気測定局（一般局, 図 2.1）

二酸化硫黄は全局で基準達成を継続していますが、光化学オキシダントは全局で未達成となっています。

浮遊粒子状物質の基準達成率は、平成 23 年度に、黄砂の影響を受け、67%に低下しましたが、平成 24 年度以降は 100%を維持しています。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、全国的に環境基準の達成率は非常に低い状況にあります（全国の平成 26 年度達成率：0.1%（一般局 1,189 局のうち 1 局達成））。現在、国において、越境汚染の影響や発生要因の解明、対策等の検討が進められています。

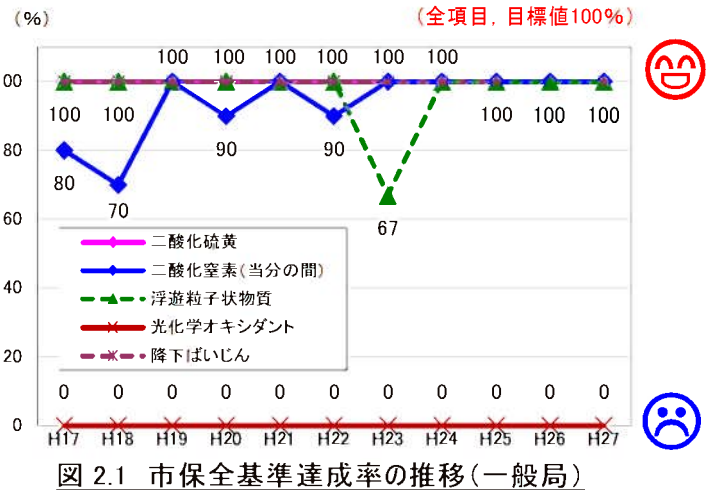


図 2.1 市保全基準達成率の推移（一般局）

イ 自動車排出ガス測定局（自排局, 図 2.2）

一酸化炭素は全局で基準達成を継続しています。

浮遊粒子状物質の基準達成率は、平成 23 年度に黄砂の影響を受け、60%に低下しましたが、平成 24 年度以降は 100%を維持しています。

二酸化窒素については、測定局の見直し等（低濃度であった局を休廃止）により、平成 23 年度、平成 24 年度の達成率が低下していますが、図 2.3 に示すとおり、測定局ごとの年平均値は改善傾向にあり、平成 27 年度の達成率（当分の間の基準）は 80%となっています。

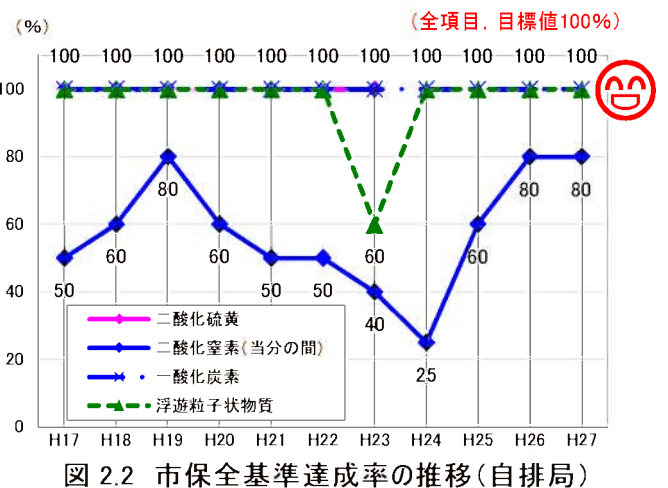


図 2.2 市保全基準達成率の推移（自排局）

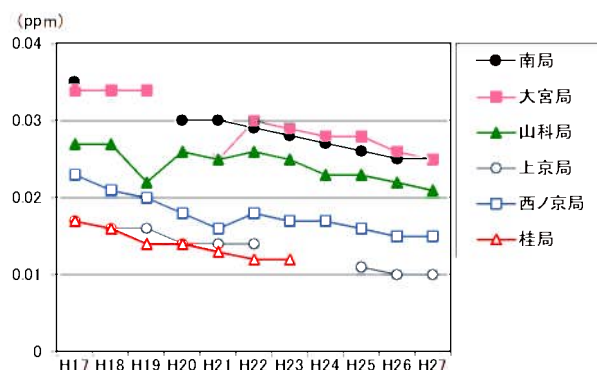


図 2.3 二酸化窒素濃度（年平均値）の推移（自排局）

※ 南局 平成 18, 19 年度は欠測
大宮局 平成 20 年度は欠測
上京局 平成 23, 24 年度は欠測
桂局 平成 24 年 4 月に廃止

【参考】微小粒子状物質（PM2.5）について

PM2.5については、平成21年9月に国が環境基準を設定し、本市では平成22年5月に市保全基準を設定しました。これに伴い、本市では平成23年度に6局（一般局3局、自排局3局）、平成24年度には5局（一般局3局、自排局2局）について、PM2.5の測定局を整備し、平成25年度以降は計11局で常時監視を実施しています。

年間を通して測定を行った結果、平成27年度の達成率は一般局100.0%、自排局80.0%であり、平成26年度（一般局83.3%、自排局60.0%）と比べて改善しました。

なお、本市では、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される値として、国が示している「注意喚起のための暫定的な指針（1日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）」を超過したことはありません。

（2）大気汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）



全ての地点で達成しました。

（3）有害大気汚染物質に係る市保全基準（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン）



全ての地点で達成しました。

（4）工場・事業場からの窒素酸化物排出量

平成23年度は $276\text{km}^3\text{N}/\text{年}$ となっており、平成8年度以降大きく減少しています。

減少した主な要因としては、平成17年度の大気汚染防止法の改正により、集計対象となる工場・事業場が減少したことや、窒素酸化物の排出量が多い燃料を使用する施設が減少したことが考えられます。

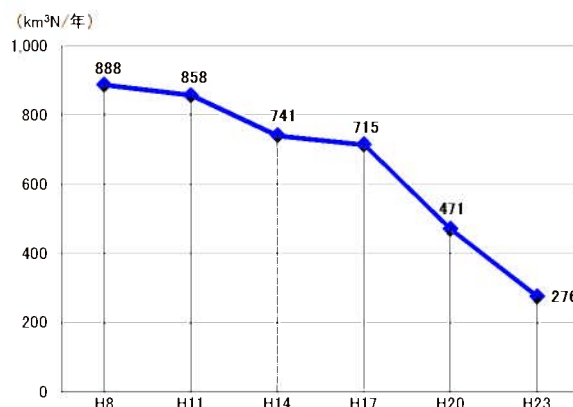


図 2.4 工場・事業場からの窒素酸化物排出量の推移

（5）大気汚染に係る苦情件数

平成27年度は104件となっており、前年度から変化はありません。主な苦情発生源の内訳は、以下のとおりです。

- ・工事・建設作業：44件
（解体工事に伴う粉じん等）
- ・焼却（野焼き）：37件
- ・工場等の操業：15件
（工場からのばい煙等）

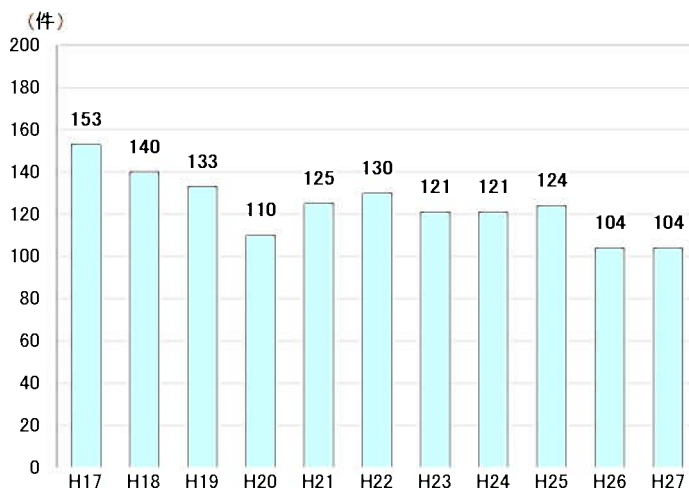


図 2.5 大気汚染に係る苦情件数の推移

2 水環境の保全

表 2.2 水環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び 対基準値比
①水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)	%	↗	97.1 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎ 2.9ポイント 上昇
②水質汚濁に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類河川水質)	%	→	—	100.0 (H27)	100.0	◎ —
③地下水に係る市保全基準達成率	1,2-ジクロロエチレン	↗	97.9 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎ 2.1ポイント 上昇
	テトラクロロエチレン		91.7 (H16)	87.8 (H27)	100.0	◎ 3.9ポイント 低下
	砒素		86.7 (H16)	87.5 (H27)	100.0	◎ 0.8ポイント 上昇
	その他の物質		100.0 (H16)	100.0 (H27)	100.0	◎ —
④地下水に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)	%	→	—	100.0 (H27)	100.0	◎ —
⑤生活排水処理率 (公共下水道、合併処理浄化槽等)	%	↗	99.6 (H17)	100.0 (H27)	100.0	◎ 0.4ポイント 上昇
⑥透水性舗装延長	km	↗	10.1 (H16)	6.1 (H27)	10.0	○ 39.6% 低下
⑦水質汚濁に係る苦情件数	件	↘	57 (H16)	65 (H27)	—	— 14.0% 上昇

(1) 水質汚濁に係る市保全基準達成率 (BOD)

水質汚濁の目安となる BOD の市保全基準達成率は、5 箇年連続で全地点で市保全基準を達成しました。

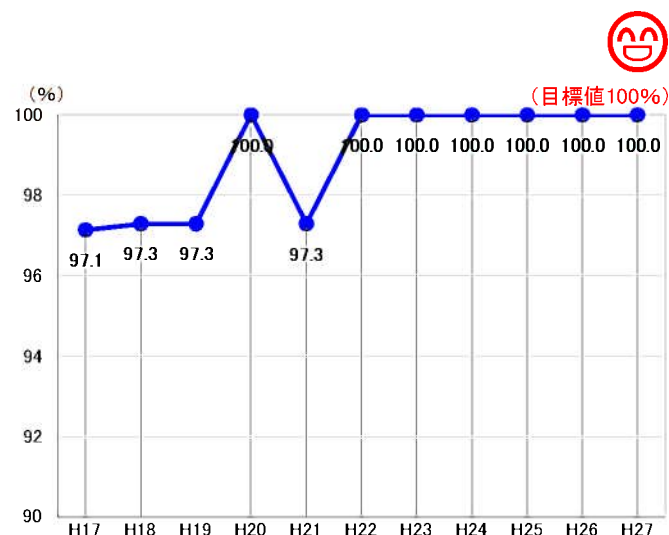


図 2.6 水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)の推移

(2) 水質汚濁に係る市保全基準 (ダイオキシン類河川水質)

全ての地点で達成しました。

(3) 地下水に係る市保全基準

いずれの物質についても達成率はほぼ横ばい状態で推移しています。

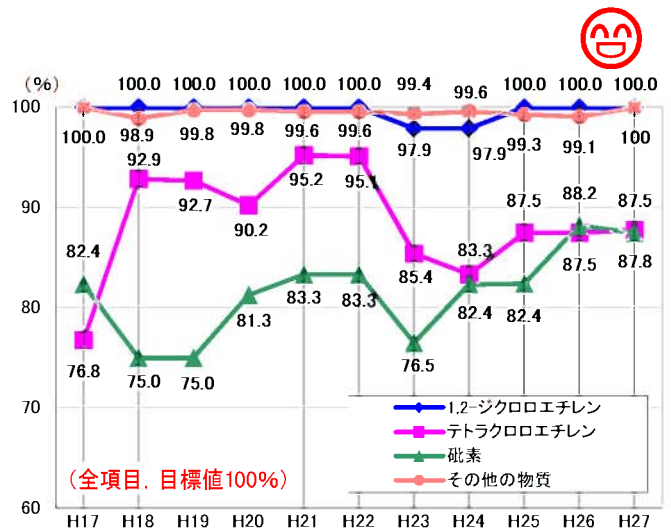


図 2.7 地下水に係る市保全基準達成率の推移

(4) 地下水に係る市保全基準（ダイオキシン類）

全ての地点で達成しました。



(5) 生活排水処理率

平成 27 年度の生活排水処理率は 100.0%（公共下水道人口普及率 99.5%，合併処理浄化槽処理人口普及率 0.5%）であり，3 箇年連続で目標を達成しました。

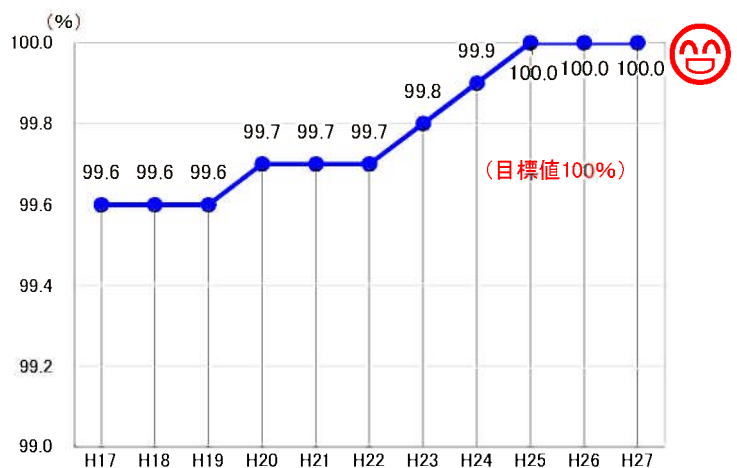


図 2.8 生活排水処理率の推移

(6) 透水性舗装延長

平成 27 年度は 6.1km となっており，目標である 10km/年を下回りました。

また，年度により舗装延長にばらつきはありますが，平成 18 年度以降の平均値は 10km/年を上回っています。

なお，人口集中地区の歩道整備は原則として透水性舗装としています。

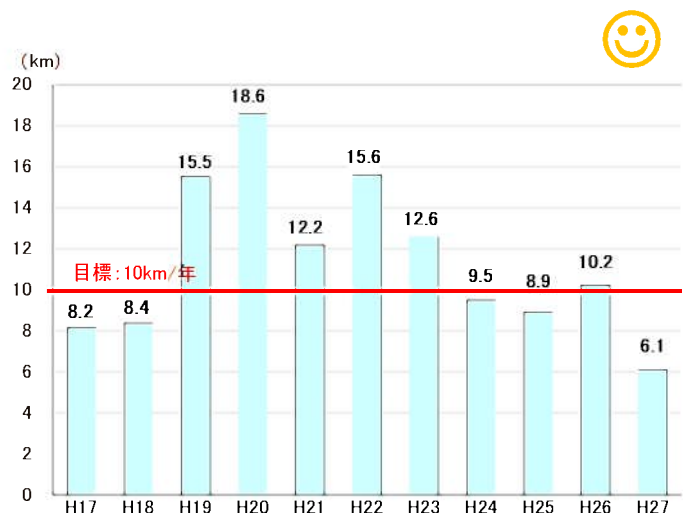


図 2.9 透水性舗装延長の推移

(7) 水質汚濁に係る苦情件数

平成 27 年度は前年度と同様 65 件の苦情がありました。

主な苦情発生源内訳は、以下のとおりです。

- ・工場等の操業：27 件
(流出・漏洩等)
- ・工事・建設作業：7 件
(工事現場からの汚水流出等)
- ・発生源不明：23 件

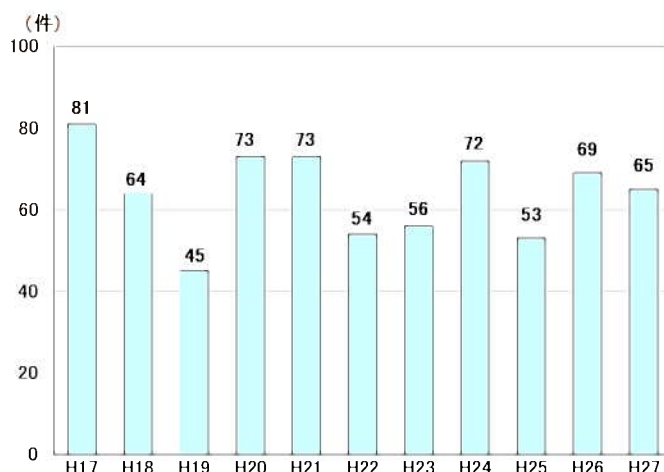


図 2.10 水質汚濁に係る苦情件数の推移

3 土壌・地盤環境の保全

表 2.3 土壌・地盤環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び 対基準値比	
①土壌汚染に係る市保全基準達成率	%	→	—	—	100.0	—	—
②土壌汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)	%	→	—	100.0 (H27)	100.0	◎	—
③土壌汚染に係る苦情件数	件	↘	2 (H16)	0 (H27)	—	—	—

(1) 土壌汚染に係る市保全基準達成率

過去に一部の水田で工場排水からの重金属による土壌汚染が見られましたが、ここ 10 年以上にわたって重大な土壌汚染問題は発生していません。

(2) 土壌汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）



平成 18 年度以降 10 年連続で、全ての地点で基準を達成しています。

(3) 土壌汚染に係る苦情件数

平成 27 年度の土壌汚染に係る苦情はありませんでした。

4 生活環境の保全

表 2.4 生活環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び 対基準値比
①一般騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	61.1 (H16)	86.4 (H27)	100.0	◎ 25.3ポイント 上昇
②自動車騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	88.2 (H16)	91.9 (H27)	100.0	◎ 3.7ポイント 上昇
③新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	72.2 (H16)	53.3 (H27)	100.0	△ 18.9ポイント 低下
④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H27)	—	—
⑤騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数	件	↘	329 (H16)	412 (H27)	—	— 25.2% 増加

(1) 一般騒音に係る市保全基準達成率

平成 27 年度は 86.4%となっており、前年度と同様の達成率となっています。



図 2.11 一般騒音に係る市保全基準達成率の推移

(2) 自動車騒音に係る市保全基準達成率

平成 27 年度は 91.9%であり、前年度から 2 年連続で改善しました。

自動車騒音については、5 年間で市内の評価対象区間全てにおいて調査を実施するよう測定箇所を選定しているため、年度によって達成率が多少変動しています。

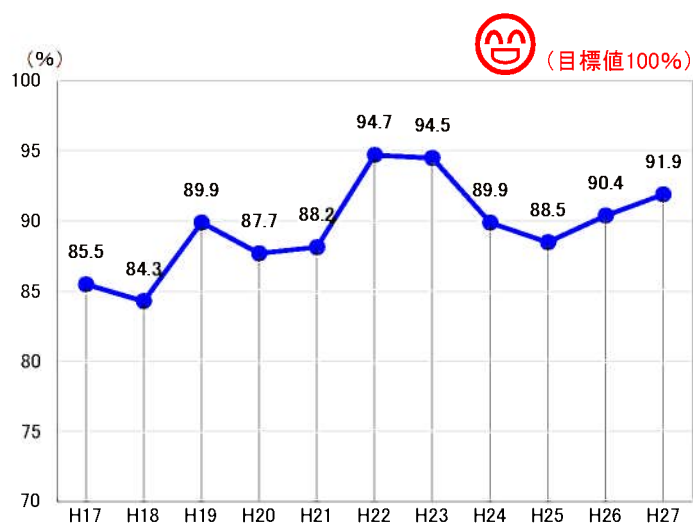


図 2.12 自動車騒音に係る市保全基準達成率の推移

(3) 新幹線騒音に係る市保全基準達成率

新幹線鉄道の騒音は、1 測線当たり鉄道から 12.5m, 25m, 50m 離れた 3 地点、全 5 測線設定しています。

平成 27 年度の達成率は 53.3% となっています。

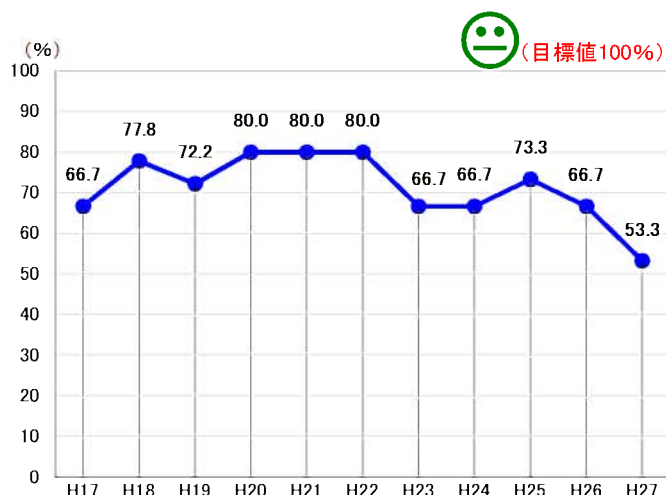


図 2.13 新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率の推移

(4) 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率

平成 15 年度以降、100%達成を継続しています。

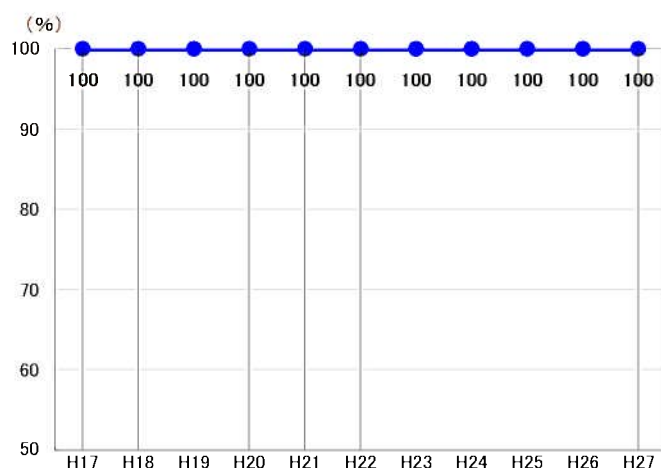


図 2.14 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率の推移

(5) 騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数

平成 27 年度は、騒音 264 件、振動 16 件、悪臭 132 件でした。

合計件数は前年度から 27 件増加し、412 件でした（内訳等については次ページ参照）。

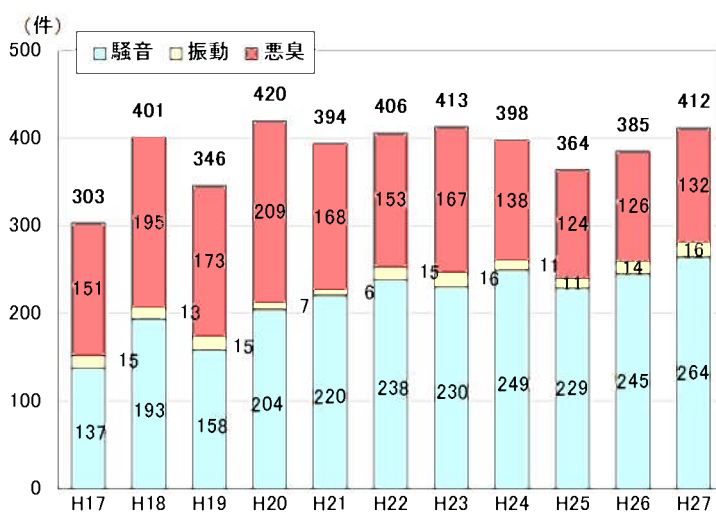


図 2.15 騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数の推移

ア 公害苦情件数の推移

- ・平成 27 年度の公害苦情件数は 588 件であり、前年度から 23 件増加しました。
- ・公害種別に見ると、騒音が 264 件と最も多く、次いで悪臭が 132 件、大気汚染が 104 件となっています。
- ・総受付件数 588 件のうち、特定の曜日や雨天時など、公害苦情の内容が特定の条件下で発生するもので、同一条件下でないと初動調査を行うことができなかった等の 9 件を除いた 579 件については 3 日以内に初動調査を開始しており、全体の 98.5%に上っています。
- ・平成 27 年度の立入調査等現場への実出勤延べ回数は 1,276 回でした。



図 2.16 公害苦情件数の推移

【初動調査までの日数】

単位: 件数, () 内は割合

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
当日	421 (70.7)	409 (74.6)	450 (79.7)	511 (86.9)
3 日以内 (当日を除く)	133 (22.4)	119 (21.7)	98 (17.3)	68 (11.6)
4 日以上	41 (6.9)	20 (3.7)	17 (3.0)	9 (1.5)
合計	595 (100)	548 (100)	565 (100)	588 (100)

イ 騒音及び悪臭苦情の発生源内訳

- ・騒音苦情としては、「工事・建設作業」に伴うものが最も多く、次いで「近隣騒音」となっています。
- ・悪臭苦情としては、「工場等の操業」に伴うものが最も多く、次いで「焼却（野焼き）」に伴うものとなっています。

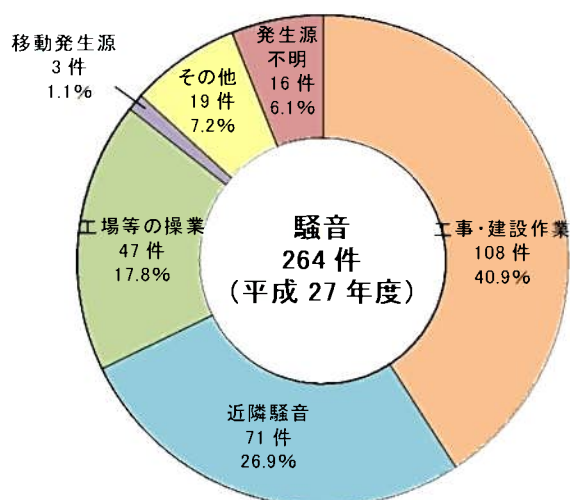


図 2.17 騒音苦情の内訳

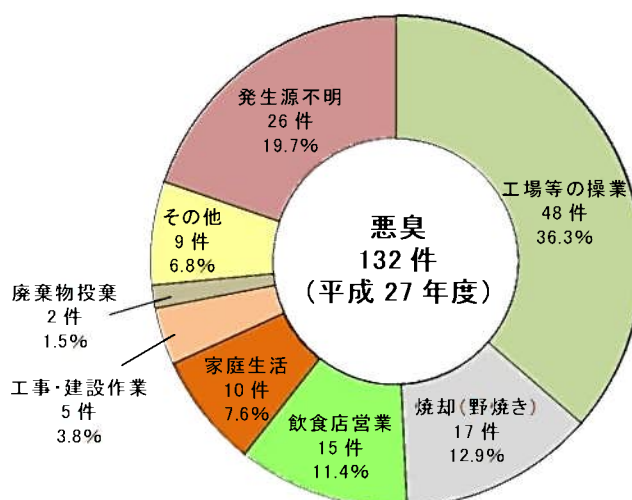


図 2.18 悪臭苦情の内訳

5 化学物質対策の推進

表 2.5 化学物質対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①有害化学物質届出排出・移動量	トン	↓	2,563 (H16)	1,012 (H26)	—	— 60.5% 減少

(1) 有害化学物質届出排出・移動量

平成 26 年度は 1,012 トンであり、基準年度（平成 16 年度）から約 6 割減少しました。

ア 排出量(526 トン)の内訳

- ・大気への排出量 447 トン(85%)
- ・公共用水域への排出 79 トン(15%)

イ 移動量(486 トン)の内訳

- ・廃棄物としての移動量 387 トン(80%)
- ・下水道への移動量 99 トン(20%)

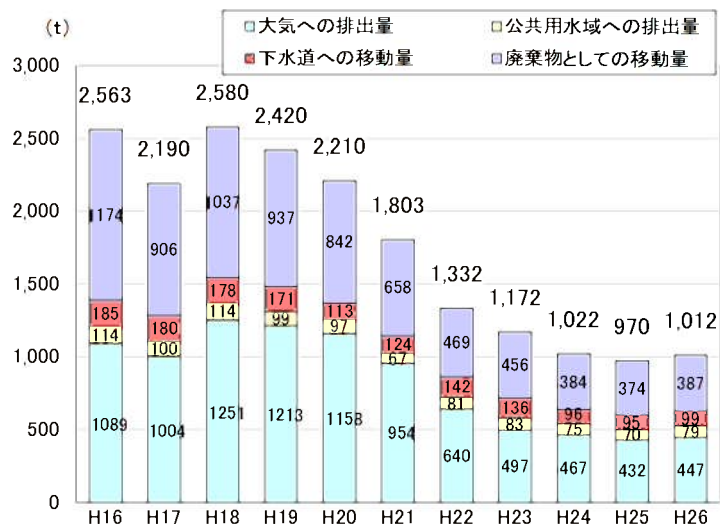


図 2.19 有害化学物質届出排出・移動量の推移

※ 排出・移動量の合計と内訳の合計は端数を四捨五入しているため、一致しない場合がある。

【長期的目標3】 自然と共生し、うろおいと安らぎのあるまち・京都

目標

京都の歴史的風土である三方の山々や清らかな川の流れなど、市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内に生息・生育する多様な野生動植物との共生を図り、人と自然との豊かなふれあいの場や機会を確保します。

また、世界遺産や文化財、史跡等の歴史的な文化環境、伝統的な京町家や町並みに代表される京都固有の趣のある市街地景観を保全するとともに、身近な緑や水辺環境の保全・創造に努め、うろおいと安らぎのある快適環境を確保します。

基本施策に関連する主な施策・事業

基本施策	関連する主な施策・事業
1 自然環境の保全	<u>ア 森林の保全と適正管理</u> ・「京都市森林整備計画」に基づき、地域特性に合った多様な森づくりを総合的・計画的に実施 ・間伐等により二酸化炭素吸収源となる健全な森林の育成や未利用木材の有効活用を図るため、「森の力活性・利用対策」を実施 ・林業の担い手確保を目的に、林業研究会の後継者活動や林業労働者の長期就労促進のための長期事業に対する助成 ・ナラ枯れ被害跡地を復旧するとともに、災害に強く、四季の彩りを感じさせる京都三山へと再生するため「四季・彩りの森復活プロジェクト」を実施 ・「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を踏まえた森づくりアドバイザー制度の実施、市民や事業者、森林所有者等によるシンポジウム等の開催 ・風致地区や自然風景保全地区等における規制指導 <u>イ 農地の保全と活用</u> ・旬の地場野菜の消費拡大、生産・流通面での環境負荷軽減を目的に、京の旬野菜推奨事業を実施 <u>ウ 生物多様性の保全</u> ・「京都市生物多様性プラン」に基づき、総合情報サイトを活用した情報発信、京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生に取り組む団体の認定や専門家による支援を行う「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を実施 ・京のいきもの発見ガイドの発行やまちかどいきものマップの募集、表彰を実施 <u>エ 自然とのふれあいの確保</u> ・京北森林公園や「合併記念の森」、山村都市交流の森、京都市野外活動施設「花背山の家」等を活用した自然とのふれあいの確保を推進
2 快適環境の確保	<u>ア 歴史的な文化環境の保全</u> ・史跡、名勝及び天然記念物などの市所有史跡等の管理、伝統行事の助成等を実施 <u>イ 都市景観の保全</u> ・「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を踏まえた、京町家や近代建築物の増築等に係る保存活用計画の作成費用を助成 ・伝統的な町並みを保存するため伝統的建造物群保存等事業を実施 ・「京都市屋外広告物等に関する条例」に基づく規制指導及び啓発、違反広告物に対する是正指導等の実施

基本施策	関連する主な施策・事業
	・市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、京都市景観・まちづくりセンターを運営 ウ 緑の保全と創造 ・「京都市緑の基本計画」に基づき、まちなか緑化助成や指定保存樹等の巡回調査、御池通スポンサー花壇等、緑あふれる良好な生活環境の整備を実施 ・低木植栽のみの中央分離帯に高木を植栽する「道路の森づくり」、街路樹のない沿道に花木を植栽し、花と緑豊かなまちづくりを推進する「花の道づくり」を実施 エ 水辺環境の保全と創造 ・市民が身近にふれあうことのできる河川空間の整備

◎＝新規取組

1 自然環境の保全

表 3.1 自然環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①森林面積	ha	→	40,744 (H16)	61,022 (H26)	—	— 49.8% 増加
②森林保育・造林面積 ^{注1}	ha	↗	928 (H16)	837 (H26)	—	— 9.8% 減少
③耕地面積	ha	↗	2,805 (H16)	3,143 (H26)	—	— 12.0% 増加
④鳥獣保護区数	箇所	→	13 (H16)	15 (H27)	—	— 15.4% 増加
⑤自然体験学習の場利用者数 ^{注2}	人	↗	148,006 (H16)	125,076 (H27)	—	— 15.5% 減少

(1) 森林面積

平成 26 年度は 61,022 ha であり、旧京北町の合併後は横ばいとなっています。

森林面積の主な内訳は、地域森林計画対象の天然林が 56.0% (約 3.4 万 ha)、人工林が 39.6% (約 2.4 万 ha) となっています。

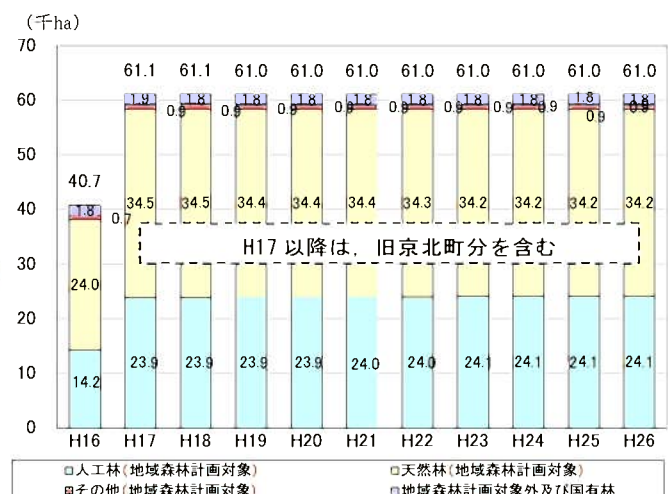


図 3.1 森林面積の推移

^{注1} 下刈、雪起し、除間伐、枝打ち、ぬき刈、改良、クマ剥ぎ防止テープ巻き(平成 17 年度から集計)の森林保育面積と、造林面積の合計。

^{注2} 野外活動施設花背山の家、野外教育センター奥志摩みさきの家、静原キャンプ場、野外教育施設やましなの家、京都市日野野外活動施設、京北山国の家、区役所等の取組の利用者数(延べ人数)の合計。

(2) 森林保育・造林面積

平成 26 年度の森林保育面積は 811ha、造林面積は 26ha、計 837ha となっており、前年度より 184ha 減少しました。

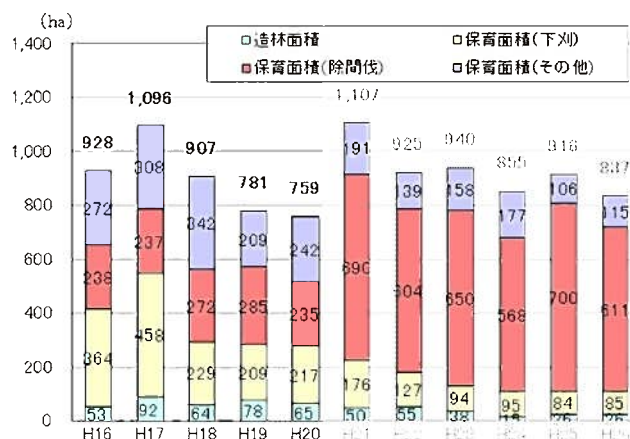


図 3.2 森林保育・造林面積の推移

(3) 耕地面積

平成 26 年度は 3,143ha であり、平成 16 年度と比較すると、森林面積同様、平成 17 年度の旧京北町合併により約 2 割増加した後は微減傾向で推移しています。

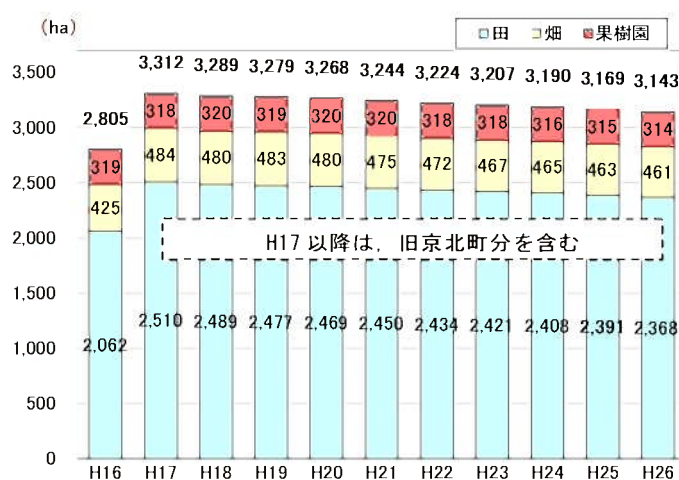


図 3.3 耕地面積の推移

(4) 鳥獣保護区域

鳥獣保護区数は前年度から 15 箇所となっています。

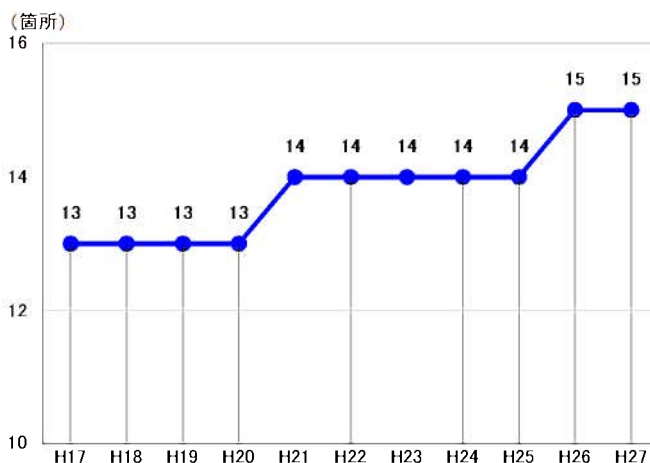


図 3.4 鳥獣保護区数の推移

(5) 自然体験学習の場利用者数

自然体験学習の場（野外教育センター花背山の家、野外教育センター奥志摩みさきの家、静原キャンプ場、野外教育施設やましなの家、京都市日野野外活動施設、京北山国の家）の利用者数は、平成 20 年度までは増加傾向で推移していましたが、その後は減少傾向にあり、平成 27 年度は 125,076 人でした。

理由として、これらの野外活動施設の利用者の多くは小学生であり、少子化等のため本市の小学生が減少していることが影響したものと考えられます。

	小学生数	前年比増減人数 (増減率)
H22 年	71,930 人	—
H23 年	70,797 人	-1,133 人(-1.6%)
H24 年	69,664 人	-1,133 人(-1.6%)
H25 年	68,827 人	-837 人(-1.2%)
H26 年	68,045 人	-782 人(-1.1%)
H27 年	67,438 人	-607 人(-0.9%)

※各年とも 5 月 1 日現在

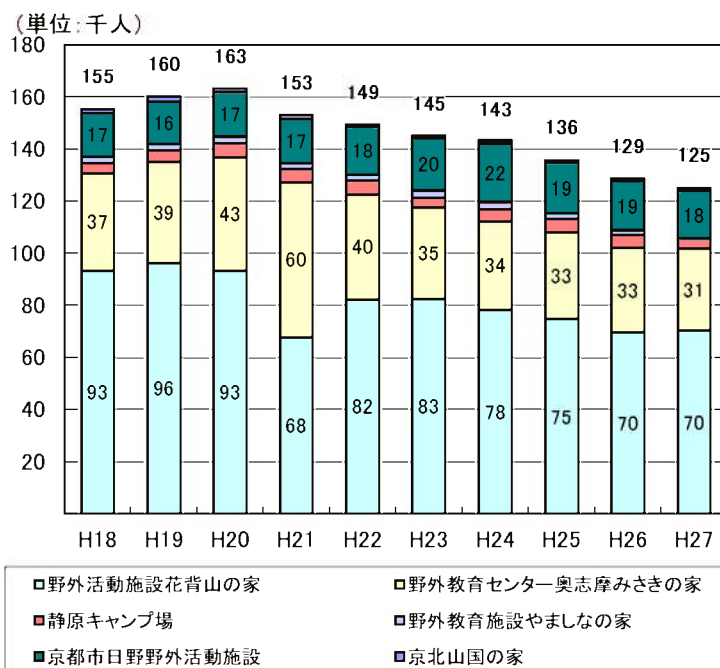


図 3.5 自然体験学習の場利用者数の推移

2 快適環境の確保

表 3.2 快適環境の確保に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
(1)緑に係る市保全基準 (市街地)	%	↗	35 (H17)	—	37 (H37)	—
(2)1人当たり公園面積	m ² /人	↗	4.56 (H17)	4.84 (H27)	5.35 ^{※1} (H27) 10 (H37)	× 6.1% 増加
(3)市街地の緑被率 ^{※2}	%	↗	35 (H17)	—	36 (H27) 37 (H37) ^{※3}	—
(4)景観地区(美観地区)指定面積	ha	→	1,956 (H17)	3,431 (H27)	—	— 75.4% 増加
(5)指定文化財等件数 ^{※3}	件	↗	303 (H17)	348 (H27)	—	— 14.9% 増加
(6)親水性のある河川空間 の整備延長	m	↗	—	7,496 (H27)	—	—
(7)保存樹・保存樹林数	件	→	40 (H17)	34 (H27)	—	— 15.0% 減少

※1. 都市公園等(都市公園及び都市公園に類する公的オープンスペース(都市公園に準ずる機能を持つもの)の総称)の確保量を目標とする。

※2. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※3. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

(1) 緑に係る市保全基準(市街地)

平成 18 年度以降、測定していませんが、京のみどり推進プラン(平成 23 年 5 月策定)に基づき、緑視率(人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合)を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組んでいます。

(2) 人口 1 人当たり公園等面積

平成 27 年度は 4.84 m²/人となっており、年々微増しています。

都市公園法施行令において「住民 1 人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」と規定されていることから公園の整備に努めています。

平成 27 年度に整備した公園は、以下のとおりです。

- 【新設】 工事：幡枝石清水公園
設計：和泉ポンプ場公園(仮称)
- 【再整備】 工事：岡崎公園 等
設計：本町公園 等



図 3.6 1 人当たり公園等面積の推移

※3 有形文化財, 無形文化財, 民俗文化財, 記念物の合計。

(3) 市街地の緑被率

平成 18 年度以降は測定していませんでしたが、現在、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 箇年で調査を実施しています。

(4) 景観地区（美観地区）指定面積

平成 19 年 9 月 1 日から景観地区に美観形成地区も含めることになったことから、平成 19 年度に大きく増加し、それ以降は横ばいとなっています。

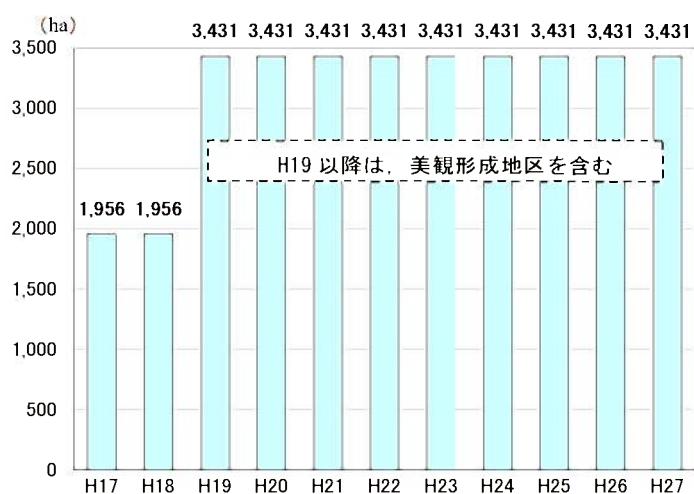


図 3.7 景観地区(美観地区)指定面積の推移

(5) 指定文化財等件数

平成 27 年度は 349 件となっており、前年度より有形文化財が 5 件、記念物が 1 件増加しました。

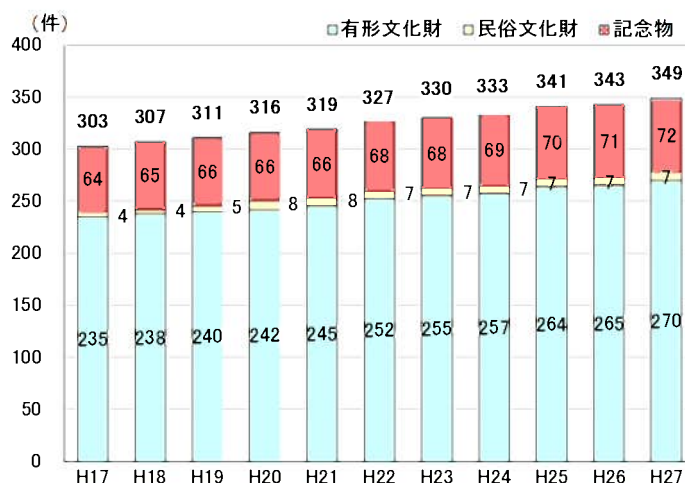


図 3.8 指定文化財等件数の推移

(6) 親水性のある河川空間の整備延長

平成 27 年度は累計 7,496m となりました。

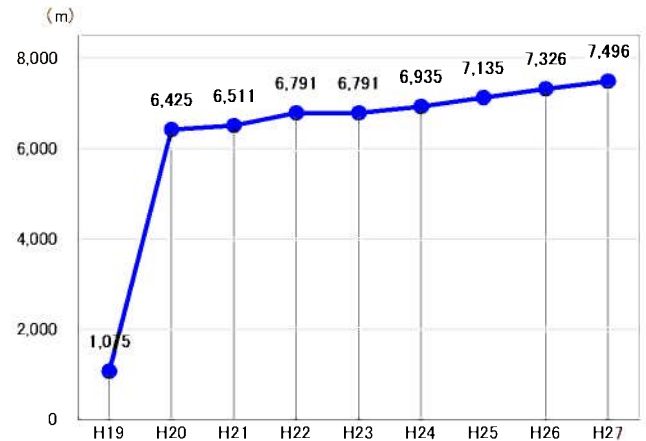


図 3.9 親水性のある河川空間の整備延長の推移

(7) 保存樹・保存樹林数

保存樹・保存樹林とは、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、京都市緑化推進協議会の推薦を受けて指定された樹木であり、指定事業は平成 13 年度から開始し、平成 17 年度に終了しています。

平成 27 年度は、前年度と同様になっています。



図 3.10 保存樹・保存樹林数の推移

【長期的目標4】 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

目標

京都の精神文化である、始めからごみとなったあとのこと（末）まで考える「始末」という考え方や、「もったいない」と思う心を大切に、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、ごみの発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理等を推進することにより、限りある資源を将来の世代に残せるよう有効に利用し、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能なまちを目指します。

基本施策に関連する主な施策・事業

基本施策	関連する主な施策・事業
1 一般廃棄物 対策の推進	<u>ア 発生抑制・再使用を重視したごみ減量の促進</u> ・2R(リデュース、リユース)と分別・リサイクルの促進の2つを柱とした、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」を制定するとともに、これを具体化した「新・京都市ごみ半減プラン」を策定 ・市民・事業者・行政の協力連携による京都市ごみ減量推進会議の活動を推進 ・生ごみ減量のための3キリ啓発運動、飲食店と連携した「食べ残しゼロ推進店舗」の認定、家庭やコミュニティ、小学校における生ごみの堆肥化を実施 ・「京都市認定エコイベント」の登録や「リユース食器利用促進助成制度」によるイベント等のエコ化を推進 ・ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施 ・町内会等の地域団体による古紙や古布などの分別回収・リサイクルに対し助成を行うコミュニティ回収を実施 <u>イ 分別・リサイクル対策の拡大</u> ◎「しまつのこころ条例」による分別の義務化開始 ・雑がみの分別・リサイクルをコミュニティ回収や古紙回収業者との連携により、全市で実施 ・使用済み小型家電に含まれるレアメタル等の有用金属を回収、リサイクルする「小型家電リサイクル事業」を実施 ・石油類や薬品等の有害・危険ごみに加え、蛍光灯や乾電池等の資源物を市民の身近な場所で回収する「移動式拠点回収」を拡充 ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集と再資源化を実施 ・業者収集マンションの管理者や居住者に対する分別啓発・指導を実施 ・事業用大規模建築物やチェーンストア等特定食品関連事業者に対して廃棄物減量計画書の提出を義務付け、「ごみ減量・3R活動優良事業所」を認定 ・事業ごみの排出ルールや減量方法、優良事例を紹介するニュースレターの定期発行、廃棄物の適正処理や分別に関するガイドブックによる普及啓発 <u>ウ 適正処理の推進</u> ・クリーンセンターにおける一般廃棄物の適正処理や施設整備 ・音声啓発美化パトロールを中心とした散乱ごみ等の収集・運搬、地域住民と連携し、監視の目の届きにくい場所への不法投棄監視カメラを設置 ・搬入物検査の指導強化

基本施策	関連する主な施策・事業
2 産業廃棄物対策の推進	<u>ア 発生抑制・再生利用の推進</u> ・「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、産廃処理・3R等優良事業場の認定(産廃チェック制度)や産廃処理業者の情報公表制度を実施 ・「環境フォーラムきょうと」、「さんばい施設見学会」の開催による啓発事業を実施 <u>イ 適正処理・不法投棄対策の推進</u> ・各種法令に基づき、廃棄物の排出状況や処理状況についての各種届出・報告を受けるとともに、産業廃棄物の排出事業場への立入検査・指導を実施 ・不法投棄や不適正な保管、野外焼却等について、廃棄物処理法に基づき、本市の関係課や京都府警察等とも連携しながら、パトロールや指導・取締りを実施

◎＝新規取組

1 一般廃棄物対策の推進

表 4.1 一般廃棄物対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①一般廃棄物市受入量 ^{注1}		トン	↘	574,021 (H20)	439,606 (H27)	450,000 (H27)	◎	23.4% 減少
②一般廃棄物再生利用率 ^{注2}		%	↗	18.2 (H20)	28.8 (H27)	26 (H27)	○	10.6ポイント 上昇
③一般廃棄物市最終処分量 ^{注3}		トン	↘	92,391 (H20)	57,161 (H27)	39,000 (H27)	△	38.1% 減少
④使用済てんぷら油 の回収拠点数・回 収量	回収拠点数	箇所	↗	1,352 (H20)	1,871 (H27)	—	—	38.4% 増加
	回収量	ℓ	↗	178,528 (H20)	182,770 (H27)	—	—	2.4% 増加

^{注1} 一般廃棄物市受入量は、家庭ごみ(燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみなど)と事業ごみ(業者収集ごみ、持込ごみの合計)。なお、目標値は47万トンから本市基本計画の実施計画(H24年3月策定)に掲げる目標に合わせ45万トン

^{注2} 総排出量に占める、市による処理量のうちの資源回収量(破砕機からの鉄分回収、その他資源回収)と民間による資源回収量(家庭系(集団回収など)、事業系(大規模事業所など)、産廃系(建設廃材リサイクル))の合算量の割合

^{注3} 市による処理のうちの埋立量(焼却残灰、不燃物)。

(1) 一般廃棄物市受入量

平成 27 年度は 44.0 万トンとなっており、基準年度（平成 20 年度）から約 13.4 万トン、23.4%減少しました。

また、以下のごみ減量に向けた取組等により、ピーク時（平成 12 年度、82 万トン）からは約 38 万トン、46.3%減少しています。

- ・家庭ごみ有料指定袋制の導入
- ・プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大
- ・業者収集ごみの透明袋排出の義務化
- ・告示産業廃棄物の受け入れ停止
- ・「生ごみ 3 キリ運動」を推進
- ・雑がみ分別・リサイクルの全市展開 等

(単位: 千t)

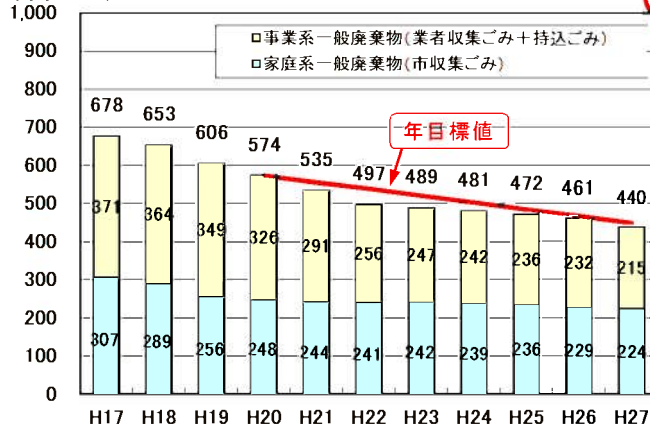


図 4.1 一般廃棄物市受入量の推移

(2) 一般廃棄物再生利用率

平成 27 年度は 28.8%であり、基準年度（平成 20 年度）から 10.6%増加で前年度から 3.7%増加しています。

一般廃棄物市受入量は年々減少していますが、図 4.3 及び図 4.4 に示すとおり、資源回収量については増加、資源ごみ収集量については、横ばいであることから、一般廃棄物の再生利用率は増加傾向にあります。

(単位: %)

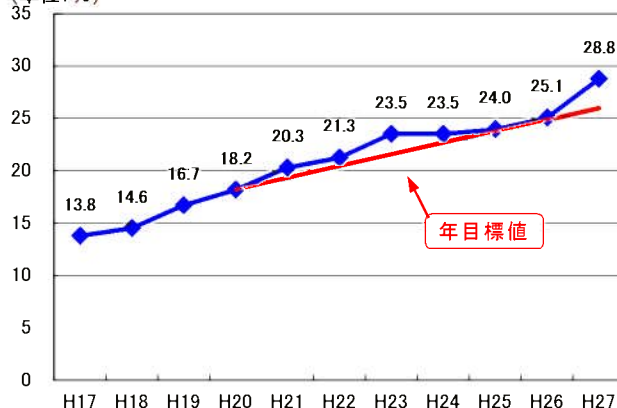


図 4.2 一般廃棄物再生利用率の推移

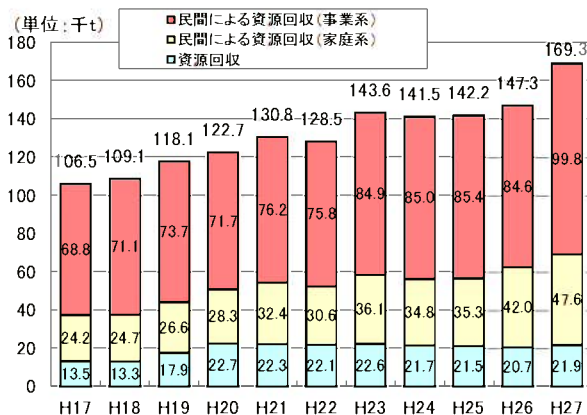


図 4.3 資源回収量の推移



図 4.4 資源ごみ収集量の推移

(3) 一般廃棄物市最終処分量

平成 27 年度は 57,161 トンとなっており、ごみ減量・分別の取組の推進による焼却量の減少や告示産廃受入停止による埋立量の減少等により、基準年度（平成 20 年度）から約 3.5 万トン減少しました。

このように、前年度から約 3.9 千トン減少したものの、年度目標は未達成となっています。

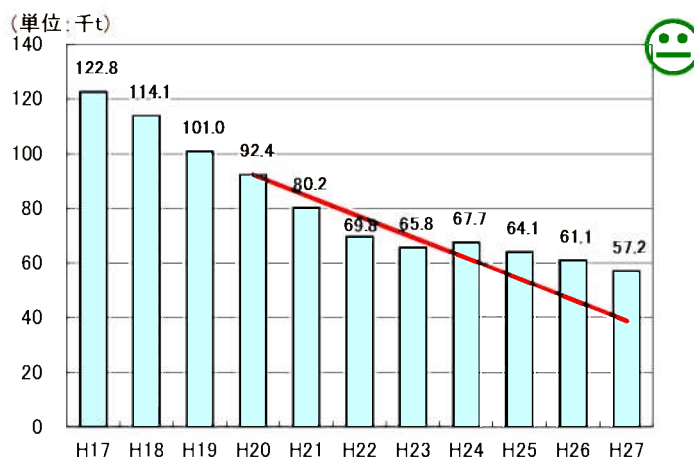


図 4.5 一般廃棄物最終処分量の推移

(4) 使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量

平成 27 年度の回収拠点数は 1,871 拠点と年々増加しています。

回収量は 182,770ℓとなっており、前年度から増加しました。



図 4.6 使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量の推移

2 産業廃棄物対策の推進

表 4.2 産業廃棄物対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①産業廃棄物発生抑制率	—	↘	2,718 千トン (H20)	2,142 千トン (H25)	平成 20 年度に 比べ 7% 減 (2,528 千トン) (H27)	◎ 21.2% 減少
②産業廃棄物再生利用率	%	↗	43.7 (H20)	42.4 (H25)	45 (H27)	× 1.3 ポイント 低下
③産業廃棄物埋立処分率	%	↘	4.3 (H20)	5.1 (H25)	2.8 (H27)	× 0.8 ポイント 上昇

(1) 産業廃棄物発生抑制率

平成 25 年度の産業廃棄物発生量は 2,142 千トンとなっており，前回調査時の平成 20 年度から大きく減少しました。

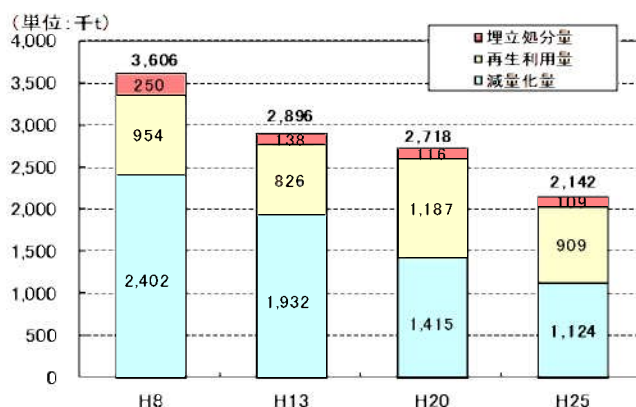


図 4.7 産業廃棄物発生量の推移

(2) 産業廃棄物再生利用率

平成 25 年度は 42.4%となっており，前回調査時の平成 20 年度の 43.7%から若干減少しました。

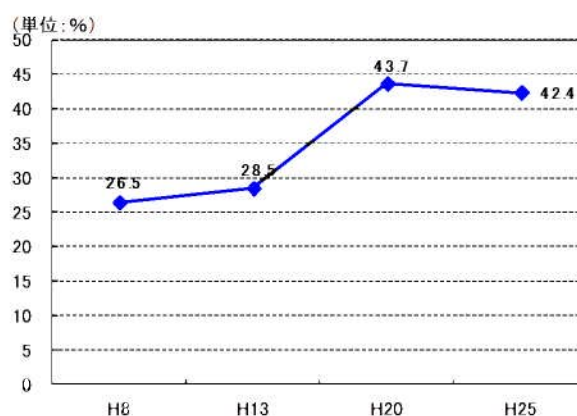


図 4.8 産業廃棄物再生利用率の推移

(3) 産業廃棄物埋立処分量

平成 25 年度は 109 千トンとなっており，前回調査時の平成 20 年度の 116 千トンから若干減少しました。

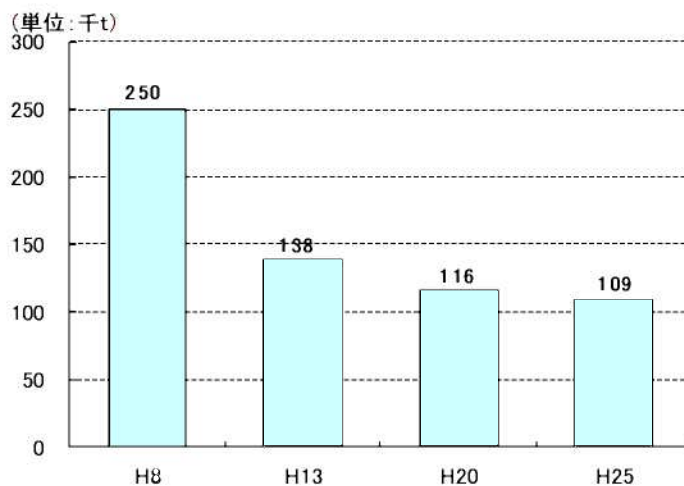


図 4.9 産業廃棄物埋立処分量の推移

【長期的目標5】 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

目標

今日の環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動に伴って生じる環境への負荷が原因の一つとなっていることを認識し、日常生活や事業活動のあらゆる場面に環境配慮の考え方を織り込むとともに、地域社会を構成する市民、事業者、行政などのすべての主体が、それぞれの責務や役割のもと、知恵を出し合い工夫しながら連携・協力し、自らの自主的・積極的な行動で環境を支えるまちづくりを推進します。

基本施策に関連する主な施策・事業

基本施策	関連する主な施策・事業
1 環境教育・学習の推進	<u>ア 総合的な環境教育・学習の推進</u> ・京エコロジーセンターにおける環境学習プログラムや施設内展示、隣接する青少年科学センターとの連携による小学生向けエコ学習を実施 ・京都市青少年活動センターにおける自然体験プログラムの提供、ゴールデン・エイジ・アカデミーの開講において環境問題講座を実施 <u>イ 学校における環境教育・学習の推進</u> ・市立小中総合支援学校において環境教育スタンダード(ガイドライン)に基づく取組を実施 ・省エネや KES 学校版、環境に関する取組の実践・成果に応じたポイントにより学校予算を配分する「みやこ学校エコマイレージ」等を実施 ・学校ビオトープや屋上・壁面緑化・緑のカーデンの整備、屋上の断熱化や照明灯の高効率化、内装の木質化、太陽光発電の設置などの環境配慮のための改修により、学校を教材とした環境教育を実践 ・子どもの視点からライフスタイルを見直し、エコライフの実践継続を図るこどもエコライフチャレンジ推進事業を全市立小学校で実施 <u>ウ 家庭や地域における環境教育・学習の推進</u> ・ごみ処理・再資源化施設等の環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」を開催 ・「エコ学区」関連事業における学習会の開催や省エネ診断の実施等、学区の状況に応じた多彩なプログラムによる支援 <u>エ 人材の育成と活用</u> ・京エコロジーセンターにおいて環境ボランティアや環境教育リーダーの養成、環境保全活動団体の活動支援を実施
2 環境保全活動の促進	<u>ア 市民の環境保全活動の促進</u> <u>イ 事業者の環境保全活動の促進</u> <u>ウ 民間団体等の環境保全活動の促進</u> ・環境保全に貢献する活動を実践している個人、団体を顕彰する京都環境賞の取組を実施

基本施策	関連する主な施策・事業
	・事業者による KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得を推進するための説明会や講座を実施 ・「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し、市民や地域団体、企業による自主的な美化活動の支援、ポイ捨ての禁止やごみの持ち帰りを呼びかける啓発活動を実施
3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	<u>ア 広範な主体による参加の促進</u> <u>イ 環境情報の収集と提供</u> <u>ウ 協働の場づくりと連携の強化</u> <u>エ 地域コミュニティの活性化</u> ・市民、事業者、行政のパートナーシップによる京のアジェンダ 21 フォーラムを通じたプロジェクトや環境活動情報の収集・発信を実施 ・各区役所・支所に設置したエコまちステーションを中心に、地域密着型の環境保全に関する情報提供や周知啓発を実施
4 環境関連産業の育成と技術開発の推進	<u>ア 環境関連産業の育成</u> ・府・市・産業界一体のオール京都体制によりグリーン産業の創出・育成を図る「グリーンイノベーション創出総合支援プロジェクト」を推進（グリーンイノベーション市場参入支援、中小事業者による省エネ・節電サポート事業、製造現場におけるエネルギーマネジメントシステムの導入支援、京都のエコ・エネルギー産業を国際的に情報発信） ・オール京都体制による研究開発の支援やコーディネーターによる事業化を促進する「京都次世代エネルギーシステム創造戦略（地域イノベーション戦略支援プログラム）」を実施 ・革新的SiCパワーデバイスの社会実装によりエネルギーを無駄なく利用するクリーン・低環境負荷社会を実現する高効率エネルギー利用システムの構築（スーパークラスタープログラム） <u>イ グリーン商品・サービス等の普及</u> ・環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入普及のための取組や京都市役所におけるグリーン調達の実施 <u>ウ 技術開発の推進</u>

1 環境教育・学習の推進

表 5.1 環境教育・学習の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①環境保全活動プログラム参加者数 ^{注1}	人	↗	193,617 (H16)	171,870 (H27)	—	11.2% 減少
②人材育成数 ^{注2}	人	↗	96 (H16)	246 (H27)	—	156.3% 増加
③環境関連施設利用者数 ^{注3}	人	↗	75,815 (H17)	100,701 (H27)	—	32.8% 増加

(1) 環境保全活動プログラム参加者数

平成 27 年度は、171,870 人となっており、平成 26 年度から約 6,400 人増加しました。

全市的な児童数の減少などにより、平成 20 年度以降、参加者数自体は減少していましたが、「自然体験学習の場」の利用者数、「京北森林公園における各種イベント」の参加者数が増加したことで、全体的な増加につながりました。

また、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」において、平成 27 年度、全 166 校、約 10,600 名が参加しており、継続的な取組につなげるため、フォローアッププログラムの実施等を行っています。

その他、京都商工会議所と連携し、地元企業の環境技術や環境問題への取組を紹介する「小学生への環境学習事業」では、平成 27 年度、64 校、5,407 名が参加しています。

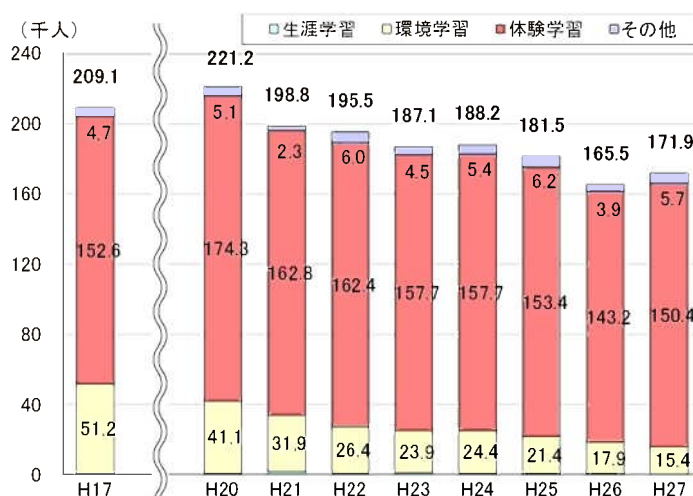


図 5.1 環境保全活動プログラム参加者数の推移

^{注1} 環境まちづくり交流会等の講演会や、「ゴールデン・エイジ・アカデミー」「学びのフォーラム山科」など生涯学習の一つとしての環境学習への参加者、青少年科学センターや青少年活動センターが実施する環境学習や、生活環境教室・市民環境講座の参加者、自然体験学習の場の利用者及び京エコロジーセンターにおけるエコ学習や、その他環境学習関連事業への参加者数の合計。

^{注2} 京エコロジーセンターにおける新規エコメイト養成講座、環境保全活動人材養成事業(環境教育リーダー養成講座、インターン受け入れ等)の参加者数の合計。

^{注3} 京エコロジーセンター入館者数。

(2) 人材育成数

平成 27 年度は 246 人となっており、平成 26 年度から 8 人減少しました。

	H27 年度
京エコサポーター登録者数	122 人
自然エネルギー学校・京都	26 人
環境教育リーダー養成	21 人
新規エコメイト養成講座	21 人
環境ボランティア養成	19 人
地域環境活動コーディネーター	15 人
その他	22 人

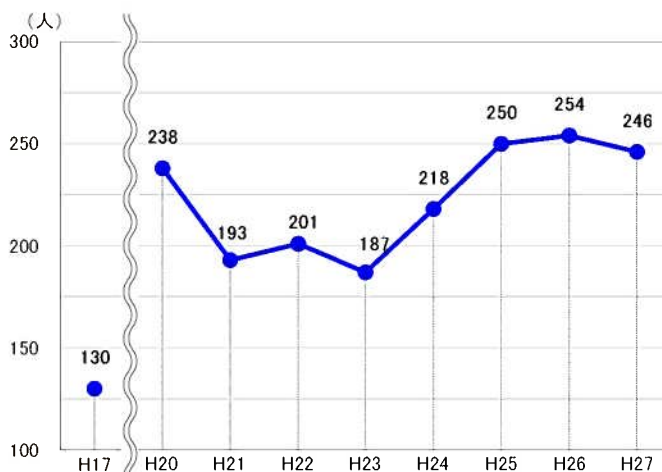


図 5.2 人材育成数の推移

(3) 環境関連施設利用者数(京エコロジーセンター入館者数)

平成 27 年度は 100,701 人となっており、前年度から約 8.9 千人増加し、初めて年間利用者数が 10 万人を超えました。

理由として、平成 27 年度の大型イベントの実施数が 241 件（参加者 11,102 人）と、平成 26 年度の 206 件（参加者 6,764 人）から増加したことが考えられます。

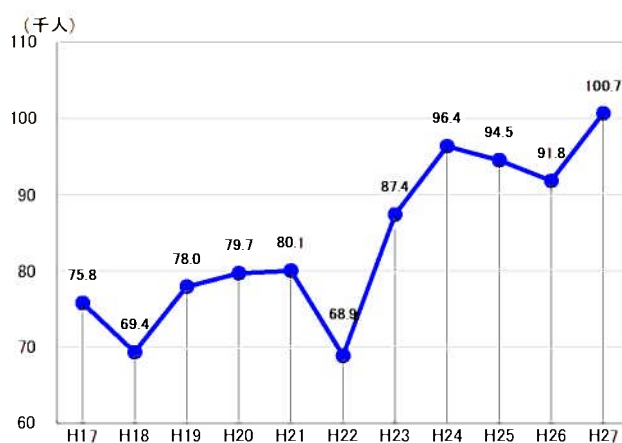


図 5.3 環境関連施設利用者数の推移

2 環境保全活動の促進

表 5.2 環境保全活動の促進に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数	出講件数	件	↗	10 (H16)	15 (H27)	—	—	50.0% 増加
	参加者数	人	↗	260 (H16)	337 (H27)	—	—	29.6% 増加
②こどもエコクラブ 参加団体・参加者数	参加団体数	団体	↗	18 (H16)	2 (H27)	—	—	88.9% 減少
	参加者数	人	↗	779 (H16)	28 (H27)	—	—	96.4% 減少
③KES 認証取得(保有)件数		団体	↗	389 (H16)	1,600 (H27)	—	—	311.3% 増加
④民間団体数 ^{注4}		団体	↗	71 (H16)	83 (H26)	—	—	16.9% 増加
⑤エコイベント登録数 ^{注5}		件	↗	15 (H22)	150 (H27)	100 (H27)	◎	1000.0% 増加

^{注4} 独立行政法人環境再生保全機構の「環境 NGO 総覧オンライン・データベース」による京都市内の環境保全に取り組む団体数。

^{注5} エコイベントとは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し(展示会、講演会、シンポジウム等)、行事等で特に環境に配慮した取組を実施するもの。

(1) 京都市政出前トーク、環境政策局

所管テーマ出講件数・参加者数

平成 27 年度は 15 件、337 人となっており、前年度から減少しています。

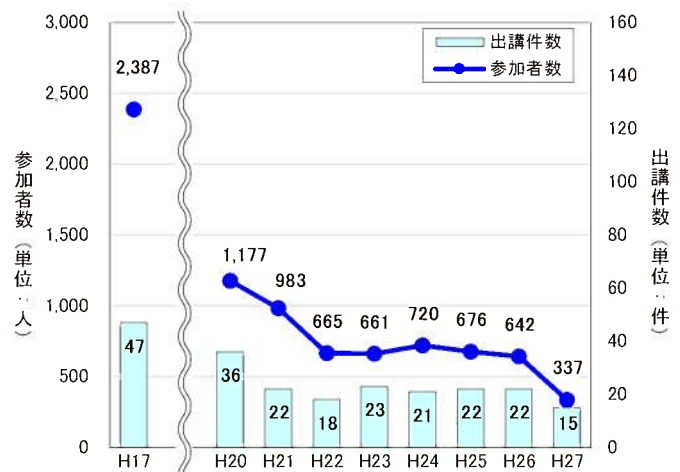


図 5.4 京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ
出講件数・参加者数の推移

(2) こどもエコクラブ参加団体・参加者数

京エコロジーセンターでは、環境省「こどもエコクラブ」事業^{注6}の京都市事務局として登録（平成 23 年度からは(公財)日本環境協会へ登録）しており、平成 27 年度は市内 2 団体、28 人が参加しました。

平成 23 年度の環境省から(公財)日本環境協会への事務移管により、事業予算及び会員向けサービスが縮小したことで、全国的に参加団体及び参加者数が大きく減少しています。

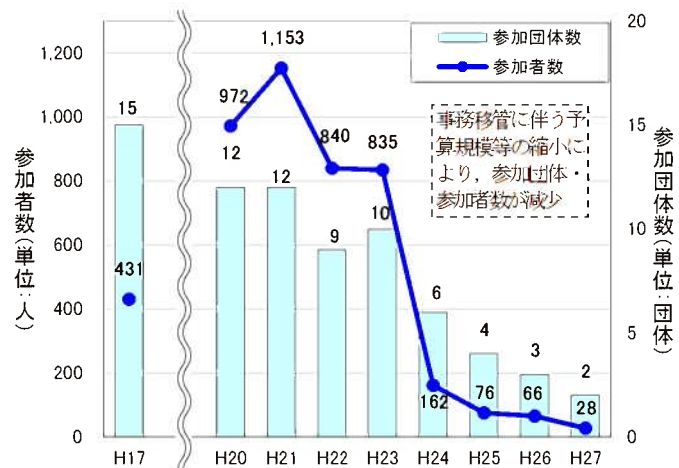


図 5.5 市内のこどもエコクラブ参加団体・参加者数の推移

(3) KES 認証取得(保有)件数^{注7}

平成 27 年度末時点の認証取得（保有）件数は 1,600 団体（市外を含む）となっています。

取得件数の増加に向けて、事業者に対する KES の取得手続等を解説するガイダンス（講座等）を開催しています。

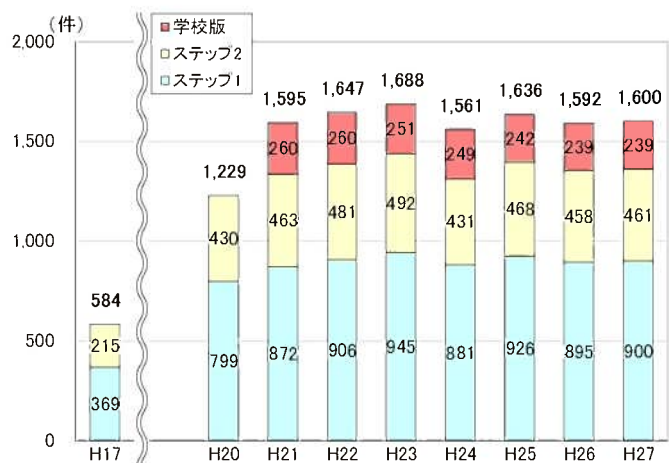


図 5.6 KES 認証取得(保有)件数の推移

^{注6} 環境省における「こどもエコクラブ」事業は平成 23 年 3 月 31 日をもって終了し、現在は(公財)日本環境協会に引き継がれている。こどもエコクラブは、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加でき、子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる活動に取り組んでいる。

^{注7} KES(KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)とは、ISO14001 の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組める環境マネジメントシステムの規格。

ステップ 1: 環境問題に取り組み始めた段階 ステップ 2: 将来 ISO14001 の認証取得を目指す段階

(4) 環境保全に取り組む民間団体数

平成 26 年度は 83 団体であり，平成 23 年から 3 団体増加^{注8}しました。

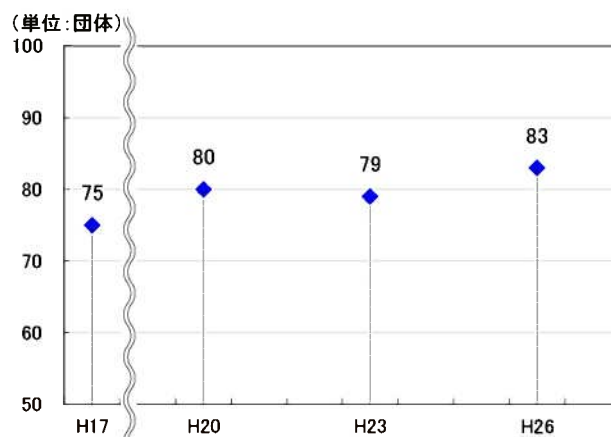


図 5.7 民間団体数の推移

(5) エコイベント登録数

平成 27 年度は 150 件となっています。

祇園祭「エコ屋台」などでリユース食器の普及に向けた「もっとイベントのエコ化」を実施したほか，46 イベントでリユース食器利用促進助成制度が活用されました。



	H22 年度 (基準年度)	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
エコイベント登録数(件)	15	84	99	108	135	150

^{注8} 平成 20 年度までは，全国の環境 NGO・NPO を毎年一斉に調査していたが，平成 21 年度から全国を 8 地域に分類し調査している。

3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進

表 5.3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①市環境政策局ホームページ アクセス件数	千件	↗	—	3,204 (H27)	—	—
②環境政策局が所管する審議会 等の公募委員数	人	↗	4 (H16)	9 (H27)	—	125.0% 増加

(1) 市環境政策局のホームページアクセス件数

平成 27 年度は 3,204 千件（1 日当たり
約 8,800 件）となっています。

なお、平成 25 年 3 月にホームページ
「京都市情報館」をより分かりやすいも
のにリニューアルし、組織別のカテゴ
リー分類から内容（施策）別のカテゴ
リー分類へと大幅に変更となったこと
に伴い、アクセス件数の集計方法も変更
となっています。

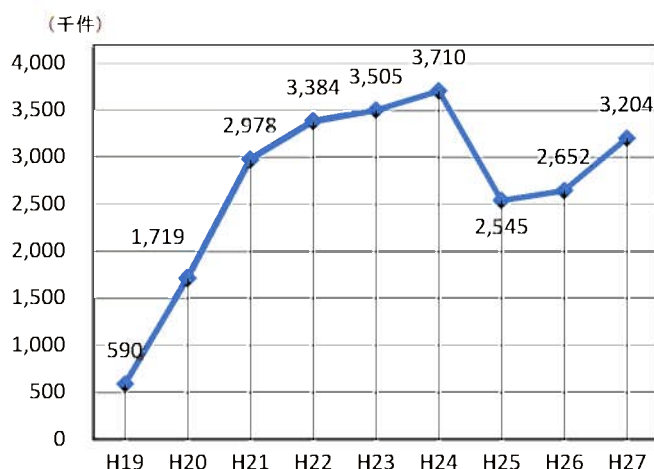


図 5.8 市環境政策局ホームページアクセス件数の推移

(2) 環境政策局が所管する審議会等の公募委員数

平成 27 年度における環境政策局が所管する審議会等は 5 つあり、公募委員数は 9 人となりました。

	H27
京都市環境審議会	3 人
京都市廃棄物減量等推進審議会	1 人
京都市環境影響評価審査会	0 人
京都市ごみ収集業務評価推進会議	3 人
京都市産業廃棄物 3R 推進会議※1	2 人

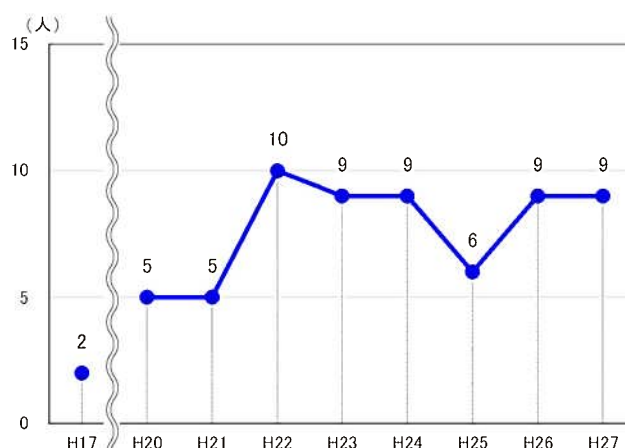


図 5.9 環境政策局が所管する審議会等の
公募委員数の推移

4 環境関連産業の育成と技術開発の推進

表 5.4 環境関連産業の育成と技術開発の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
① 京都バイオ産業技術フォーラム 注9 会員数	人	↗	378 (H16)	743 (H27)	—	—	96.6% 増加

(1) 京都バイオ産業技術フォーラム会員数

平成 27 年度は 743 人となっており、
年々増加しています。

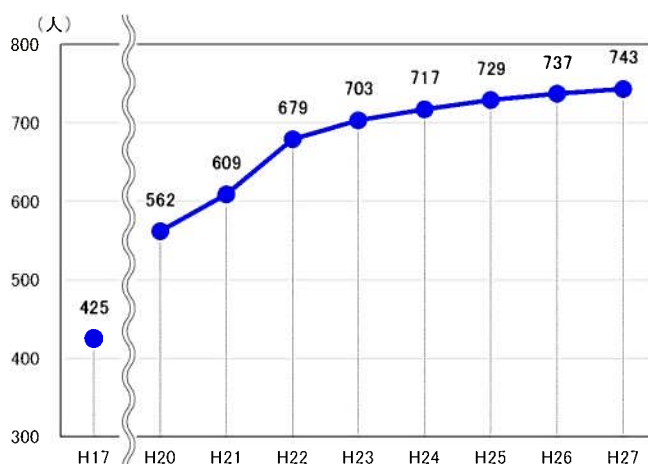


図 5.10 京都バイオ産業技術フォーラム会員数の推移

注9 京都バイオ産業技術フォーラムは、京都に集積する大学、企業、行政等が一体となって、事業化に向けた研究成果の交流、バイオ分野に関する意見交換、バイオに関する市民 PR などを行うことにより、京都市におけるバイオ関連産業の振興を図ることを目的に設置されたフォーラムである。

第3 重点プロジェクトの進捗状況

【重点プロジェクト1】 家庭、事業所における二酸化炭素排出量の削減

目標

民生・家庭部門及び民生・業務部門における二酸化炭素排出量の経年推移を把握し、取組の進捗を管理することにより、平成32年度における温室効果ガス総排出量目標値の達成を目指します。

(1) 家庭部門の二酸化炭素排出量

平成26年度は204.9万トンであり、基準年から約60.3万トン、41.7%増加しました。

<主な増加理由>

- ・ エネルギー消費量が基準年比6.7%増加
- ・ 東日本大震災後、原子力発電が全て停止し、二酸化炭素排出量が多い火力発電に著しく依存した電源構成へ大きく変化

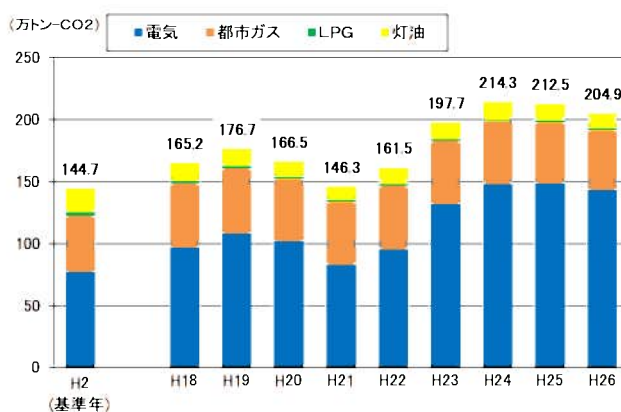


図 6.1 民生・家庭部門の二酸化炭素排出量の推移

(2) 業務部門の二酸化炭素排出量

平成26年度は257万トンであり、基準年から87.2万トン、51.4%増加しました。

<主な増加理由>

- ・ エネルギー消費量が基準年比10.8%増加
- ・ 東日本大震災後、原子力発電が全て停止し、二酸化炭素排出量が多い火力発電に著しく依存した電源構成へ大きく変化

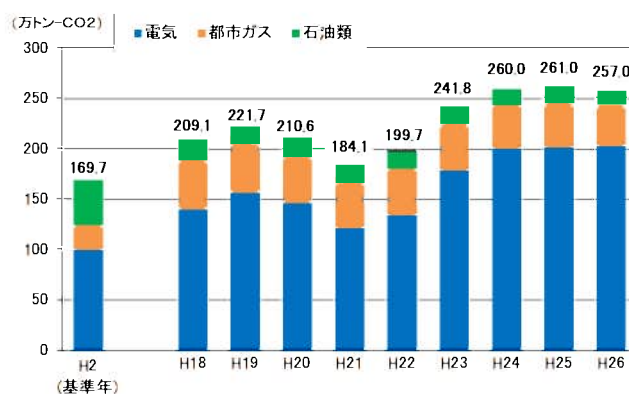


図 6.2 民生・業務部門の二酸化炭素排出量の推移

【重点プロジェクト2】 自動車に過度に依存しないまちづくりの推進

目標

【二酸化窒素に係る市保全基準達成率】

自動車排出ガス測定局における市保全基準を早期に達成し、維持することを目指します。

【市内自家用車保有台数】

平成 32 年度までに市内自家用車保有台数を 47 万 5 千台とすることを目指し、毎年度、その台数を把握し、進捗を管理します。

(1) 二酸化窒素に係る市保全基準達成率（再掲）

測定局の見直し等（低濃度であった局を休廃止）により、平成 23, 24 年度の達成率が低下していますが、平成 27 年度は、80%となっています。

また、図 6.4 に示すとおり二酸化窒素濃度（年平均値）はおおむね改善傾向で推移しています。

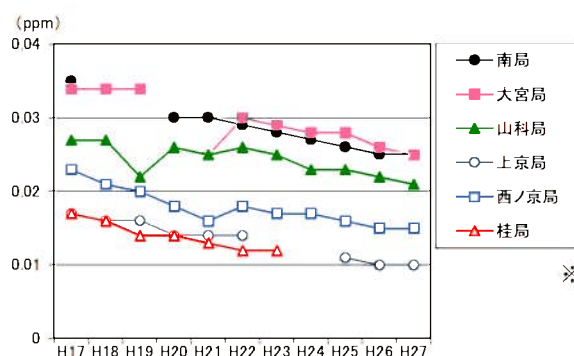


図 6.4 二酸化窒素濃度（年平均値）の推移（自排局）

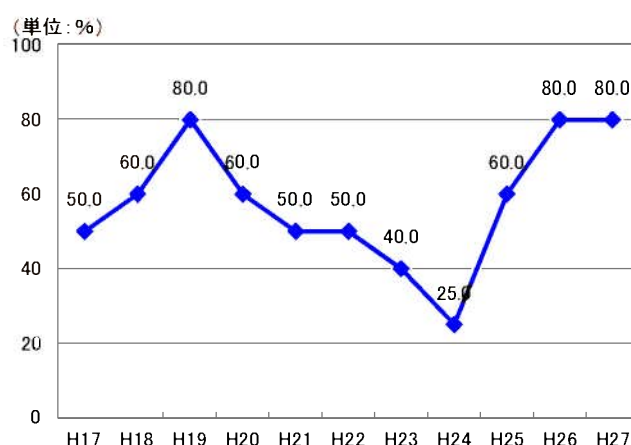


図 6.3 二酸化窒素に係る市保全基準達成率の推移（自排局）

※ 南局 平成 18, 19 年度は欠測
大宮局 平成 20 年度は欠測
上京局 平成 23, 24 年度は欠測
桂局 平成 24 年 4 月に廃止

(2) 市内自家用車保有台数

平成 26 年度は、50.4 万台であり、基準年度（平成 20 年度）からは 1.2 万台の減少に留まっています。

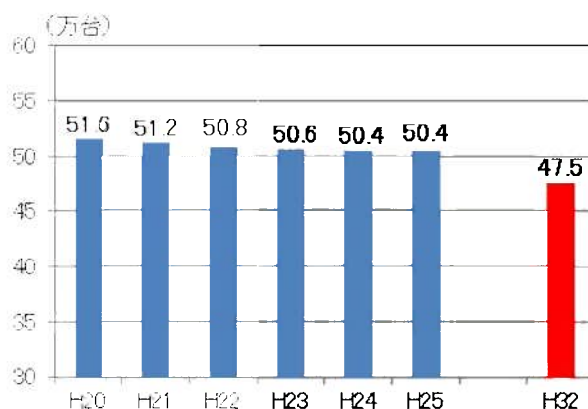


図 6.5 市内自家用車保有台数の推移

【重点プロジェクト3】 発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

目標

【一般廃棄物市受入量】

平成 27 年度における一般廃棄物市受入量を、平成 20 年度の 57 万トンから 21%削減し、45 万トンとすることを目標します。

【一般廃棄物再生利用率】

平成 27 年度における一般廃棄物再生利用量を、平成 20 年度の 12 万トンから増加させ 15 万トンとし、再生利用率を 26%とすることを目標します。

(1) 一般廃棄物市受入量（再掲）

平成 27 年度は 44.0 万トンとなっており、基準年度（平成 20 年度）から約 13.4 万トン、23.4%減少しました。

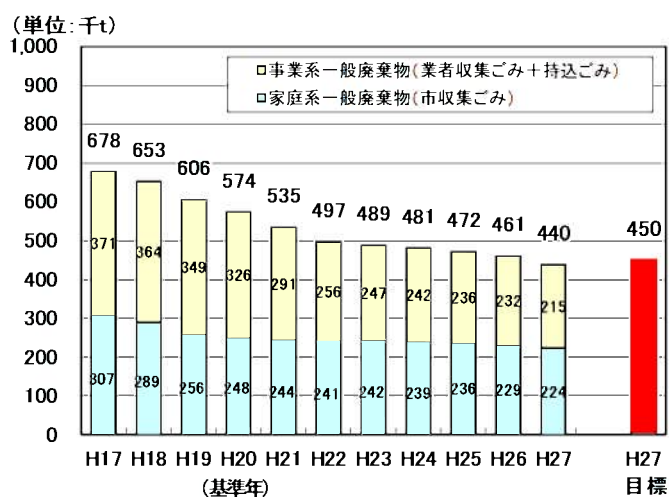


図 6.6 一般廃棄物市受入量の推移

(2) 一般廃棄物再生利用率（再掲）

平成 26 年度は 25.1%であり、基準年度（平成 20 年度）から 6.9%増加となっています。

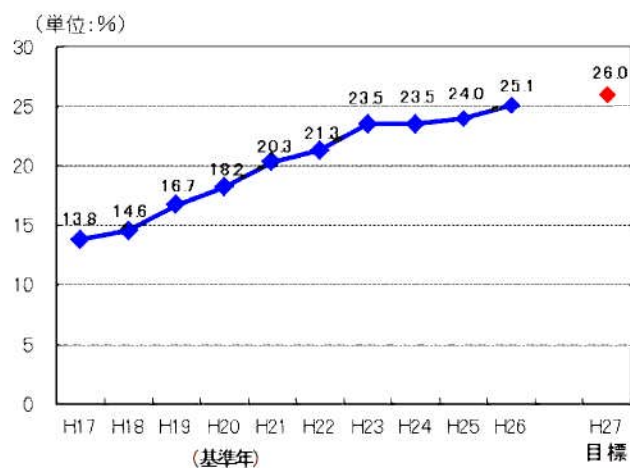


図 6.7 一般廃棄物再生利用率の推移

京の環境共生推進計画 環境レポート ー平成28年度版ー

京都市環境政策局環境企画部環境総務課

TEL 075-222-3450 FAX 075-222-3426

E-mail : kankyosomu@city.kyoto.lg.jp